

戦略的創造研究推進事業（社会技術研究開発）  
「科学技術イノベーション政策のための科学  
研究開発プログラム」  
「家族を支援し少子化に対応する社会システム構築のため  
の行動科学的根拠に基づく政策提言」

## 研究開発実施終了報告書

研究開発期間 平成 30 年 10 月～令和 4 年 3 月

黒田 公美  
(理化学研究所脳神経科学研究センター  
チームリーダー)

## 目次

0. 研究開発の概要.....	3
1. プロジェクトの達成目標 .....	4
2. 研究開発の実施内容.....	4
2-1. 研究開発実施体制の構成図 .....	4
2-2. 実施項目・3年間の研究開発の流れ .....	5
2-3. 実施内容 .....	6
3. 研究開発結果・成果.....	14
3-1. プロジェクト全体としての成果 .....	14
3-2. 実施項目ごとの結果・成果の詳細 .....	19
3-3. 今後の成果の活用・展開に向けた状況 .....	39
4. 研究開発の実施体制.....	39
4-1. 研究開発実施者 .....	39
4-2. 研究開発の協力者・関与者 .....	40
5. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など.....	41
5-1. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など .....	41
5-2. 論文発表 .....	44
5-3. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表） .....	45
5-4. 新聞報道・投稿、受賞など .....	46
5-5. 特許出願 .....	47
6. その他（任意） .....	47

## 0. 研究開発の概要

### 1. 対象とした政策や政策形成プロセス、およびその課題

出生率の回復や「産み育てやすい社会の実現」という観点から、日本の対少子化政策にはいまだ改善の余地がある。また家族の成員である労働者と、子どもや高齢者などの非労働者に関わる政策は多数ある中で、「女性就労促進」や「在宅介護の推進」は、少子化対策および「子どもの健やかな発達」目標とトレードオフになる可能性もしばしば指摘される。そこで、これら家族に関わる政策目標のはざまで、弱い立場にある子どもや女性に過度の負担を強いいることがないよう、生物学的視点を含む包括的見地からの政策間調整が求められる。

### 2. 「科学技術イノベーション政策のための科学」としてのリサーチ・クエスチョン

本研究の最終的なゴールは、親にとって産み育てやすく、かつ様々な状況においても子どもの安全が保障された社会の実現であり、そのための政策立案過程に貢献することである。そこで本研究では、① 育児ストレスにつながる養育者及び世帯の生物一心理一社会的要因の解明、② 当事者と支援者双方のニーズ把握を目指す養育者支援の試験的社会実装、そして③ ①・②に基づく家族に関わる政策立案過程への提言 という3つの具体的研究目標を立てた。

### 3. 創出した成果により、「誰に、何を」与えたのか

まず一般の子育て世帯から重度の虐待に至ってしまった養育者に至るまで、共通して育児ストレスを増大させる要因として、子育て協力が得られない「孤立子育て」が、貧困など他の要因と比較しても特に重要であることを明らかにした。また育児以外の家事や就労による「働き過ぎ」、経済的困窮など様々な他のストレス要因との重複が、養育者の負担を増大させる機序も示唆された。なお、これらの要因は個人に帰属する問題としてより、社会の側の受容・支援体制の課題として理解されるべきである。続いて、子育て困難への対人的援助プログラムの実装研究からは、対面での支援はもちろん、インターネットを介したリモート支援でも十分効果があり、コロナ禍や地域偏在などの課題は克服可能であることが示された。そしてこれらの知見を基に、児童福祉・精神保健福祉・社会福祉等の支援職や関連する省庁の専門職と緊密に情報交換を行い、養育困難と子ども虐待に関する行動神経科学的知識基盤と、それを社会実装する際の課題・論点を整理して提供した。並行してライフサイエンス分野には、「科学と社会のつながり」を拡充する取組上の課題と工夫を公開し提供した。これらを通じ、少子化対策および家族政策への貢献と、より汎化された「イノベーションを通じた科学技術政策」への貢献を意識して活動を行った。

### 4. 研究開発の達成状況と限界

上記①・②の具体的な研究の結果は、論文執筆、書籍発行の準備中であり、2022年度中の公表を目指している。③ 家族支援政策案への提言については、本報告書とPolicy paperに記載した他、2022年2月に開催予定のシンポジウムにて紹介しとりまとめを行う。プロジェクト開始時にアウトカムとして想定していた養育者支援プログラムの普及・実装に関しては、厚生労働省委託研究事業にて検討中であり、情報共有を行っている。

新型コロナウイルス感染症流行の影響を受け、移動を伴う対面での実験（MRI実験等）は実施ができなかった部分もあるが、リモート施行可能な認知行動検査等に置き換えて行ったため、時間的・予算的に無駄になった部分はない。

## 1. プロジェクトの達成目標

＜アウトプット＞（プロジェクト終了時の目標）

達成目標 A：日本の子育て困難事例調査の研究報告提出

達成目標 B：子育て支援のための公私連携システムの試験的実装調査の報告とりまとめ

達成目標 C：A、Bの成果と親子関係の行動科学的根拠に基づく、政策間コンフリクトがなく生物科学的に妥当かつ予算的・人的・法的に日本の地方自治体で実施可能な対少子化・家族支援政策案の提言

達成目標 D：上記A-Cの成果を関係省庁の通達・地方自治体の条例等作成の際の資料や文例として使用できる形態にまとめ、ステークホルダーとの意見交換によってさらにブラッシュアップする。そして最終案を研究会、シンポジウムや報告書の形式で公開し、政策形成プロセスへ浸透させることを目指す。

＜アウトカム＞（長期的な目標）

●日本の対少子化政策を生物科学的に妥当に、かつ他の家族に関わる政策との間にコンフリクトのないように調整することで実効性を高め、結果的に出生率の低下を抑制する。

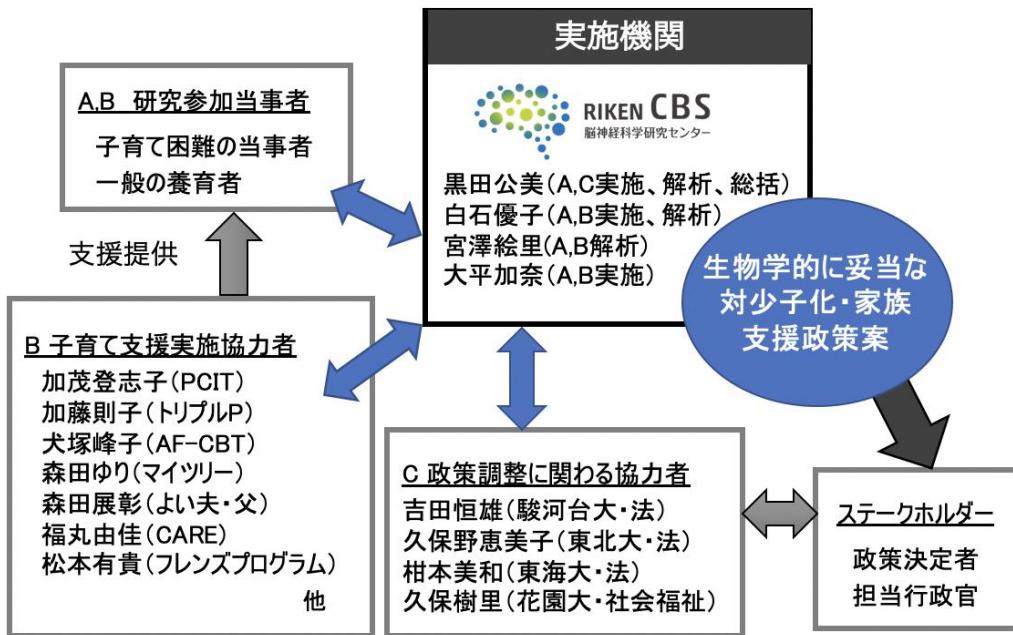
●日本の学校教育課程の中で、児童生徒が将来生活するうえで必要な出産・育児に関する生物学的・心理学的・社会学的知識が得られる教育内容の提供を推進する。これにより、中長期的に、科学的な根拠に基づいて個人の実生活上の判断、また行政運営や政策形成ができる人材を育成する。

●国際的な状況も鑑み、児童福祉関連法や親権、家族に関わる民法、刑法の条文の一部改正を目指す（懲戒権、扶養の義務、離婚後の親権や養育費負担等）。

## 2. 研究開発の実施内容

### 2-1. 研究開発実施体制の構成図

実施機関である理化学研究所脳神経科学研究センターでは、行動神経科学、発達心理学、臨床心理学、動物心理学を専門とするメンバーを主体とし、実施項目Bでは医療や心理、教育の分野にまたがる支援プログラムの臨床家、実施項目Cでは子ども虐待に係る法制度や福祉システムに関する研究者からの協力を得た。子育て困難の当事者や一般の養育者は、調査・実験の対象ではあるが、同時に現代社会で子を出産し、養育する当事者であることから、国や行政の施策に意見がある場合は積極的に聴取（文通を含む）した。また、本プロジェクトが対象とした政策に関する厚生労働省や法務省、文部科学省、各地域の児童相談所や地方自治体をステークホルダーと捉え、講演依頼や会議召集を積極的に受け、知見を広める機会とした。



〈研究開発実施体制〉

## 2-2. 実施項目・研究開発期間中の研究開発の流れ

実施項目 A 子育て困難の実態調査

A-1 質問紙調査

実施項目 B 子育て支援の試験的実装

B-1 養育者支援プログラムモニター事業

B-2 支援プログラム拡充と地域ネットワーク構築

実施項目 C 根拠に基づく政策間調整

C-1 平均的家族の週間生活時間モデルの作成

C-2 行動科学的見地からの既存の少子化対策とその他の家族関連政策コンフリクト調査

C-3 各種ステークホルダーとの研究会、意見交換による提言案の確認・修正

実施項目	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
A 子育て困難の実態調査				
A-1質問紙調査・対面インタビュー			→	
A-2認知心理学的解析	←		→	
A-3脳機能画像解析	←		→	
B 子育て支援の試験的実装				
B-1養育者支援プログラムモニター事業	→			
B-2支援プログラム拡充と地域ネットワーク構築	←	→		
B-2段階的な民間委託による子育て支援システムの実装		←	→	
C 根拠に基づく政策間調整				
C-1平均的家族の週間生活時間モデルの作成	→			
C-2行動科学的見地からの既存の少子化対策評価とその他の家族関連政策コンフリクト調査	↓	→		
C-3各種ステークホルダーとの研究会、意見交換による提言案の確認・修正 生物化学的に妥当な少子化政策提言取りまとめ		↓	→	→

〈研究開発実施項目〉

## 2-3. 実施内容

### 2-3-1.

#### A 子育て困難の実態調査

##### A-1 質問紙調査

###### 目的

子ども虐待の被害児童の早期発見・保護のために平成12年度以降、児童虐待防止法や児童福祉法の改正がなされ、そのもとで児童福祉司の増員や要保護児童対策地域協議会の配備などが行われ、成果を上げつつある。また虐待被害が子どもの心理的発達や脳機能に与える影響についても研究が行われている(友田明美, 2011)。

その一方で、より問題解決において抜本的な、子育て困難を抱える養育者や世帯への支援施策は立ち遅れている。厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証」、地方自治体「児童虐待死亡事例等検証報告書」等では、児の医学的所見、児童相談所や行政職員の介入の経緯、学校からの情報などは比較的網羅されているものの、養育者からの直接的な聞き取りは少なく、その結果、養育者の生育歴、病歴、経済的な困りごとや、世帯がどのような支援を必要としていたのかなどについて十分に明らかにされているわけではない。また、これまでの児童虐待に至った養育者の要因研究には、貧困や世帯構成などの社会経済学的視点、パーソナリティ特性や精神疾患の有無など心理学・精神医学的視点にたつものなどがあるが、必ずしも多様な要因を包括的に理解したとは言えない現状がある。

著者らはこれまであまり児童虐待理解に利用されてこなかった行動神経科学の観点から、人間だけではなく子育てが必須な哺乳動物に共通する養育放棄・子への攻撃の背景要因を分類する試みを行った(Kuroda et al., 2020)。そしてその枠組みを利用し、現代日本社会で発生する重度児童虐待事例において、①養育者の原家族の状況はじまる生育歴要因、②頭部外傷や発達特性など神経生物学的要因、③うつ傾向などの認知行動要因、④学歴や就労状況、所得などの社会経済要因、⑤子育て当時の世帯

構成や子の発達などの世帯状況要因、⑥子育て支援の程度や育児ストレスなど育児環境要因、について調査を行った。

### 研究協力者

事件群 2006 年から 2018 年に新聞報道された子ども虐待関連事件のうち、実名報道が行われた 302 件を対象とした。本調査の開始にあたり、法務省矯正局成人矯正課と各矯正施設に照会し、承諾が得られた施設に対して協力者への依頼を行った。全国の矯正施設宛てに受刑中の可能性のある候補者 139 人に協力依頼文書を送付、送達された 86 人のうち 44 人が研究説明に同意の上、郵送での質問紙に回答した（回収率 51.1%）。本報告書作成時点で、全調査が終了した 38 人（男性 26 人、女性 12 人）を本稿の対象とする。

一般群 インターネットやフリーペーパーの広告で、養育経験のある成人を対象に、質問紙調査の協力者を募集した。男性 65 人、女性 113 人が、児童虐待事件に関する質問は除き事件群と同じ質問紙に回答した。一般群は養父 1 人を除き、少なくとも 1 人の子どもの実父または実母であった。回答者本人の子育てについて質問した箇所は、未就学の子がいた場合には回答時現在のことを回答するように指示し、子がすべて就学後であった場合は就学前のことを思い出して回答するように指示した。本解析における一般群は日本の子どものいる世帯を代表するサンプルではない点に注意を要する。

### 統計解析手法

回答者の最終学歴と回答時年齢は、事件群は一般群と比較し男女とも有意に低かった。そこで以下に示す各変数の群間比較においては、群を説明変数とする単純比較（ANOVA）に加えて、学歴と回答時年齢を共変量として説明変数に組み込んだ共分散分析（ANCOVA）を用いた。各説明変数の効果は  $F$  値を用いた検定で有意かどうかを判断した。有意でない共変量があった場合、それらを説明変数から除外して群の効果を検討した。

表 1 各群の記述統計 Demographic and Other Characteristics 「回答者の年齢」および「対象児の年齢」は平均年齢 $\pm$ SD（カッコ内は最小～最大年齢）、それ以外は人数（カッコ内は割合）を示す。

表 1 回答者と世帯の基本属性

回答者の性別	事件群		一般群	
	女性	男性	女性	男性
	N = 12	N = 26	N = 113	N = 65
<b>回答者の年齢 (回答時)</b>				
回答者と対象児の続柄	実親 養父母・継父母 養育者の交際相手・同居人	11 (91.7%) 0 (0%) 1 (8.3%)	13 (50.0%) 6 (23.1%) 7 (26.9%)	113 (100%) 0 (0%) 0 (0%)
<b>回答者の婚姻状況 (回答時)</b>				
未婚 法律婚 事実婚 離婚・死別 別居(離婚準備等) 不明	1 (8.3%) 7 (58.3%) 1 (8.3%) 2 (16.7%) 0 (0%) 1 (8.3%)	2 (7.7%) 10 (38.5%) 0 (0%) 13 (50.0%) 0 (0%) 1 (3.8%)	2 (1.8%) 102 (90.3%) 1 (0.9%) 7 (6.2%) 1 (0.9%) 0 (0%)	1 (1.5%) 62 (95.4%) 0 (0%) 1 (1.5%) 0 (0%) 1 (1.5%)
<b>回答者の最終学歴</b>				
高校卒業(中卒後専修卒、大学/短大/専門学校中退を含む) 大学/短大/専門学校卒業 大学院修了	高卒未満 3 (25.0%) 2 (16.7%) 0 (0%)	14 (53.8%) 11 (42.3%) 0 (0%) 1 (3.8%)	4 (3.5%) 23 (20.4%) 77 (68.1%) 9 (8.0%)	0 (0%) 11 (16.9%) 44 (67.7%) 10 (15.4%)
<b>対象児の性別</b>				
女児 男児 不明	6 (50.0%) 6 (50.0%) 1 (8.3%)	7 (26.9%) 18 (69.2%) 1 (3.8%)	51 (45.1%) 62 (54.9%) 1 (3.8%)	30 (46.2%) 35 (53.8%)
<b>回答者の罪種</b>				
殺人 傷害・傷害致死 逮捕致死罪、監禁致死罪、 逮捕監禁致死罪 保護責任者遺棄・ 保護責任者遺棄致死 その他	0 (0%) 7 (58.3%) 1 (8.3%) 3 (25.0%) 1 (8.3%)	4 (15.4%) 17 (65.4%) 2 (7.7%) 2 (7.7%) 1 (3.8%)		

表 2 対象児の年齢

対象児の年齢	事件群		一般群	
	過去のこと回答		現在のこと回答	
	N = 38	N = 65	N = 113	
事件当時の年齢 回答時の年齢	3.1 ± 3.0 (0~14) 11.9 ± 4.1 (2~27)		2.8 ± 1.9 (0~8)	
回答までの年数 事件から何年後に回答 何年前を思い出して回答したか	3.4 ± 2.1 (0~8) 8.2 ± 4.6 (0~20)			

## B 子育て支援の試験的実装

## B-1 養育者支援プログラムモニター事業

### 目的

2004 年、2008 年の「児童虐待の防止等に関する法律」の改正では、介入機能の強化が謳われるなど法整備が進み、虐待の発見や早期介入の取り組みは進んできた。一方で、その後の家族支援には課題が多く、親の虐待傾向を軽減し親子の関係を良好なものにするなどの積極的な支援、つまり治療的・教育的支援は不十分である（保科, 2014）。虐待ケースでも、児童相談所による専門的な支援プログラムの提供は 5% 以下である（政策基礎研究所, 2018）。この主な要因として、児童相談所の人員不足があり、限られた人数の中では子どもの安全確認、保護などの介入が優先され、養育者支援プログラムに力を注げない現状が示されている。そのためとえ早く発見したとしても、虐待を終わらせたり、その進行を防いだりする支援が提供されないまま悪循環に陥り、子どもの発達が損なわれていく場合も少なくない状況がある。

本プロジェクトでは、これらの課題の解決策を検討するため、一般の養育者を対象に支援プログラムを提供する試験的な事業を立ち上げ、支援プログラムが養育者と子に与える影響を調査し、支援プログラム活用のためのシステムやプログラム運用上の課題を検討した。

### 研究協力者

募集要項と各プログラムの紹介を掲載したリーフレットを作成し、協力を得たプログラム実践者、医療機関、行政、学校、保育所、プロジェクト HP や SNS 等を通して、子育てに関する何らかの困りごとを抱え、プログラムの受講を希望する養育者を募集した。応募者には、電話や WEB 会議システムで面談を行い、マルトリートメントの程度、DV の加害があるか、子どもの年齢、子どもの発達特性等によって、提供するプログラムを紹介した（選定基準は、別添資料 B-1 を参照）。実践者からの説明やアセスメント（治療構造を持つ個人療法の場合）と本人の同意によって、プログラムを決定した。

2016 年の開始から 2021 年 9 月時点で 160 件の申し込みがあり、そのうち 132 件（83%）に支援プログラムを提供した。参加者のプロフィールは、表 3 の通りである。参加者の 90% 以上は子どもの母親であった。参加の経緯は、主に 4 つに分類でき、  
(1) DV からの避難や離婚によるひとり親の家庭 (2) 障害や疾患がある子どもの養育者  
(3) 小児期逆境体験と関連した育児不安やメンタルヘルスの問題を抱える養育者  
(4) 子育てに具体的な困難は自覚していないか一般的な問題があり、子育てに関する学びの機会を求めている場合であった。(1) ~ (3) が重複する場合や子どもの障害、養育者のメンタルヘルス問題に配慮が必要な場合には、専門性のあう実践者にプログラム提供を依頼した。

2020 年 4 月からは、新型コロナウイルスパンデミックの影響受け、リモートでのプログラム提供を開始した。2020-2021 年の提供数 68 件のうち 52 件（76.4%）が遠隔での実施であった。

表 3 回答者と世帯の基本属性

プログラム群			
	回答者の性別	女性	男性
		N = 116	N = 7
<b>回答者の年齢 (回答時)</b>			平均±SD 39.9 ± 5.6 (27~57) 39.0 ± 2.5 (35~42)
<b>回答者と対象児の続柄</b>	実父母 人数 (%)	114 (98.3%)	7 (100%)
継父母・養父母	1 (0.9%)	0 (0%)	
養育者の交際相手・同居人	0 (0%)	0 (0%)	
実祖父母	1 (0.9%)	0 (0%)	
<b>養育者の世帯の状況 (子育て当時)</b>	実父母同居 人数 (%)	90 (77.6%)	7 (100%)
一人親	21 (18.1%)	0 (0%)	
非血縁養育者同居	4 (3.4%)	0 (0%)	
その他	1 (0.9%)	0 (0%)	
<b>回答者の世帯経済状態</b>	生活保護世帯 人数 (%)	5 (4.3%)	0 (0%)
非課税世帯 (所得割・均等割両方)	2 (1.7%)	0 (0%)	
非課税世帯 (所得割のみ)	1 (0.9%)	0 (0%)	
非課税世帯 (詳細不明)	6 (5.2%)	0 (0%)	
年収500万円未満 (課税不明)	0 (0%)	0 (0%)	
課税世帯 (年収500万円未満)	19 (16.4%)	0 (0%)	
課税世帯 (年収500万円以上)	79 (68.1%)	7 (100%)	
課税世帯 (詳細不明)	3 (2.6%)	0 (0%)	
不明	1 (0.9%)	0 (0%)	
<b>回答者の最終学歴</b>	高卒未満 人数 (%)	1 (0.9%)	0 (0%)
高卒 (中卒後専修卒, 大学/短大/専門学校 中退を含む)	18 (15.5%)	0 (0%)	
大学/短大/専門学校卒業	83 (71.6%)	5 (71.4%)	
大学院修了	13 (11.2%)	2 (28.6%)	
不明	1 (0.9%)	0 (0%)	

表 4 対象児の基本属性

回答者の性別	プログラム群			
	女性		男性	
	N = 116	N = 7		
<b>対象児の年齢</b>	開始時の年齢	6.8 ± 3.1 (0~17)	5.5 ± 2.0 (2~8)	
<b>対象児の性別</b>	女児 人数 (%)	45 (38.8%)	3 (42.9%)	
	男児 人数 (%)	69 (59.5%)	3 (42.9%)	
	男女の双子 人数 (%)	1 (0.9%)	1 (14.3%)	
	不明 人数 (%)	1 (0.9%)	0 (0%)	
<b>対象児の早産・低出生体重</b>	あり 人数 (%)	15 (12.9%)	0 (0%)	
	なし 人数 (%)	101 (87.1%)	7 (100%)	
<b>対象児の病気・発達の遅れ</b>	あり (診断確定) 人数 (%)	30 (25.9%)	1 (14.3%)	
	あり (診断確定でない) 人数 (%)	33 (28.4%)	2 (28.6%)	
	なし 人数 (%)	53 (45.7%)	4 (57.1%)	

### 質問紙と面接

プログラムの受講前、終了後、さらに終了から 1 年後に質問紙調査と半構造化面接を行った。A の調査項目（一部のパーソナリティ尺度は除く）に加え、受講前・受講後・受講後 1 年後の 3 時点で、アイバーグ子どもの行動評価尺度 (ECBI)、子どもの行動チェックリスト (CBCL)、育児環境評価 (ICCE)、抑うつ尺度 (BDI-II) を測定した。質問紙調査の回答率は、受講後調査 85%、1 年後調査 75% であった。質問紙に回答した人を対象に、対面または Web でのプログラムを受講した体験や現在の子育てに関する半構造化面接を行った。

### 支援プログラム

北米やオーストラリアで開発され有効性が検証されたプログラムであるか、そのようなプログラムの要素を組み合わせたり、国内のニーズに合わせて独自に開発され研究が進められてきた 7 つのプログラムを採用した。PCIT (親子相互交流療法)、Triple P 前向き子育てプログラム、CARE 子どもと大人の絆を深めるプログラム、MY TREE ベアレンツプログラム、父・夫としてのよいコミュニケーションを学ぶプログラム、AF-CBT (家族のための代替案：認知行動療法)、フレンズプログラムである。

プログラム受講に必要な受講料や交通費の一部、または全部を助成した。途中でプログラムの受講を中断した場合や研究参加の辞退を希望された場合には、その時点で助成を終了した。

### B-2 支援プログラム拡充と地域ネットワーク構築

各支援プログラムの実践代表者、司法や福祉の専門家を集め、それぞれの領域における動向、課題、展望を議論する連絡協議会を年に 3 回程度開催した。それらの会議で繰り返し議論された国内の課題とその解決案を整理し、支援プログラムを活用した養育者支援の制度設計を検討した。

## C 根拠に基づく政策間調整

### C-1 平均的家族の週間生活時間モデルの作成

日本では1990年代以降、女性の大学進学率は上昇しており、女性の労働率も高まっている。年齢階級別の女性労働率は以前からM字カーブを描くと指摘されてきたが、近年になるにつれてM字の底は高くなっている。その一方で、男女の未婚率は上昇しており、合計特殊出生率は下げ止まっている。

男女が就業し、それぞれの能力を発揮すると同時に、家族を形成するための鍵は何なのか。

#### 作業仮説

先行研究では夫の労働時間や家事育児時間が、妻の家事育児時間を規定することが示された。同時に、次代によって夫婦の家事育児分担の様相が変わってきてることも分かった。そこで、本プロジェクトでは26年にわたって同一世帯を追跡したパネルデータを用いて、夫婦の労働時間が相互に家事育児時間にどのような影響を与えていくかについて分析する。同時に、こうした互いの労働時間や家事育児分担が妻の家事育児負担感や満足度にどう影響しているのかも分析する。

家計は一般的に市場から調達する財・サービスと、家計内で生産する財・サービスから得られる効用を最大化しようと行動する。また、必要な財・サービスを市場から調達するには所得が必要となり、家計内で生産しようとすれば時間と労働力が必要となる。

所得は市場労働を行うことで稼得出来るが、所得は時間当たり賃金に労働時間を掛けたものである。したがって、労働時間が長くなれば所得水準は高くなるが、その分だけ家事育児に費やせる時間は短くなるかもしれない。

ここで、もし市場から調達する財・サービスと家計内生産から得られる効用水準に違いが無く、同時に市場から調達する財・サービスの価格と時間あたり賃金が等しければ、家計がどのように財・サービスを調達するかは無差別になる。この場合、市場労働と家庭内生産の時間配分問題は重要ではなくなる。

しかし、もし市場調達する財・サービスと家計内生産のそれとでは家計が得る効用が異なったり、市場調達する財・サービスの価格と時間あたり賃金が異なったりすれば、市場労働と家事育児への時間配分は家計の意思決定問題として重要となる。市場調達による財・サービスから得る効用が家計内生産のそれに勝る場合、家計は所得をより稼得しようと時間配分するだろう。また、市場調達する財・サービスの価格が時間当たり賃金を上回る場合は、家計はむしろ家計内生産を増やすという時間配分を行うことになる。

さらに、財・サービスによっては市場から調達出来ないものがあるとすれば、家計内で生産せざるを得ず、家計内生産を増やそうとするだろう。

ところで、家計が市場労働と家事育児時間に関して最適な時間配分を決定すると、それについて誰がどれだけ分担するかが次の問題となる。一般には、家計を構成する世帯員それぞれの比較優位に基づいて分担することになる。たとえば、家計内生産よりも市場労働に比較優位がある世帯員は市場労働を行い、逆に家計内生産に比較優位がある世帯員は家計内生産を行うことになる。逆に言えば、世帯員間でそれぞれの労働に関する生産性に大きな差が無ければ、比較優位の効果も小さくなり、誰もが市

場労働も家事育児も分担出来るようになる。

また、最近では家族間の交渉を導入することによって家計内の時間配分問題を決定するモデルもある。たとえば、就業機会が増えたり、時間当たり賃金が高くなったりすると、それぞれの世帯員の所得稼得能力は高くなり、単身でも生活できる可能性が高まる。その結果、所得稼得能力が高い世帯員ほど家計内での交渉力は強くなり、時間配分に影響を及ぼすことになる。

以上のことから、次のような作業仮説が得られる。

1. 各世帯員の所得稼得能力が家計の時間配分に影響を及ぼすと考えられることから、夫と妻それぞれの所得稼得能力は互いの時間配分に影響を及ぼすはずである。
2. 育児には市場からは調達出来ない財・サービスも比較的あるとするなら、子どもの有無によって夫と妻の時間配分に相当の影響を及ぼすはずである。
3. 女性の就業機会の増加や男女間賃金格差の縮小は妻の交渉力を高めると考えられることから、夫の家事育児時間は長くなると考えられる。
4. 時間当たり賃金が伸び悩むと家計は家計内生産を増やすと考えられることから、実質賃金が伸びない世代では家計内生産を増やすはずである。

#### データ

(公財)家計経済研究所（2017年12月に解散）が1993年から調査を開始し、毎年1回調査を行っている「消費生活に関するパネル調査」を用いる。2018年4月からは慶應義塾大学パネル設計・解析センターが調査を実施している。

1993年の開始時点では、当時24～34歳の若年層の女性（コーホートA）が全国規模で抽出され、留置回収法で調査は実施されている。1997年からは当時24～27歳（コーホートB）を、2003年からは当時24～29歳（コーホートC）を、2008年からは当時24～28歳（コーホートD）を、2013年から当時は24～28歳（コーホートE）を新たに調査対象者として加えられている。

この調査には、経年項目として生活変動や就業形態、家計収入・支出・貯蓄、家計管理タイプ、消費者信用、生活時間、耐久消費財の取得状況、生活意識などであり、幅広い質問項目が並んでいる。

この調査の回収率は毎回95%前後と比較的高く、回答者の欠落も少ない。

以下の分析では、1993年に調査が実施された第1回調査から2016年に調査された第24回調査までの回答結果を用いる。利用できた観察対象数は約2万8千だった。

#### C-2 行動科学的見地からの既存の少子化対策とその他の家族関連政策コンフリクト調査

A、BおよびC-1で得られ結果や関連する調査から、総合的に考察した。

#### C-3 各種ステークホルダーとの研究会、意見交換による提言案の確認・修正

子どもの貧困対策のための自治体調査オープンデータ化手法の研究（阿部彩代表）プロジェクトとの協働で公開シンポジウム（ウェビナー）児童虐待への文理融合アプローチを開催し、共通する課題等を議論した。

「児童相談所における一時保護等の手続き等の在り方に関する検討会」に関連し、支援プログラムやアウトリーチ型支援の在り方について、厚生労働省子ども家庭局と

意見交換をした。

2022年2月にシンポジウムを企画しており、政策提言をまとめる予定である。

プロジェクト開始時にアウトカムとして想定していた養育者支援プログラムの普及・実装に関しては、厚生労働省委託研究事業にて検討中であり、情報共有を行っている。

### 3. 研究開発結果・成果

#### 3-1. プロジェクト全体としての成果

##### 子ども虐待や子育て困難の背景要因

子ども虐待の要因としてこれまでに一貫して重要と指摘されてきたのは、貧困と被虐待歴であり、本調査でもこれらの重要性は確認された。しかし、特に実母においてそれよりも重要だったのは、「子育てを助けてくれる人がいない」こと、すなわち孤立子育てであった。男性（実父・継父および内縁関係を含む男性同居人）においては、妻またはパートナーの育児協力が特に大きな効果を重度子育て困難にもたらすことも示された。

さらに養育者の原家族の状況にはじまる、子育て困難に至る背景要因は、時系列的に後の子育て環境のリスク要因と相関するため、重複を招きやすいうことも浮き彫りになった。例えば被虐待は低い最終学歴につながりやすく、最終学歴が低いと将来の低収入につながりやすい。このようにして複数の要因が重複していくことで、養育者の負担が過大になり、子育てがますます困難になることは当然といえる。

並行して行った、「日本家計パネル調査」の解析結果でも、既婚女性の「幸せ感」「生活満足度」は、世帯所得よりも、本人の市場労働時間と家事・育児・介護など家事労働の総和（総労働時間という）が増えると低下し、配偶者（夫）の家事育児介護時間が増えると上昇することが明らかになった（Policy Paper 表1参照）。とくに後者は配偶者（夫）の協力の重要性を示唆している。子ども虐待による受刑者という重篤な子育て困難事例と、一般の家庭の双方で、「子育て協力」の影響の大きさが認められたことには、一定の政策的含意があると考えられる。

##### 哺乳類行動神経科学に基づく背景要因分類

哺乳類の比較行動学的知見を基に、育児放棄や子への攻撃に至る背景要因を大別する理論的枠組みを報告していた（Kuroda et al., 2020）。そこで、現代の人間において、ほかの哺乳動物で子育てが困難になる要因と相同的の要因がどの程度重度子ども虐待の事例に認められるかを検証することを試みた。

##### A 養育者に関する要因（進化生物学における「非適応的」要因）

###### (iv) 小児期逆境体験

- ・身体的虐待、ネグレクトのスコアが同性一般群の平均値+2SD以上（図（ ）内：面前DV、心理的虐待、性的虐待を加えた場合）
- ・15歳までの実父母の不在が同性一般群の平均値+2SD以上（具体的には、女性では実父不在7.5年、実母不在4.9年以上。男性では実父不在5.0年、実母不在2.9年以

上。)

(v) 神経生物学的要因（脳機能に直接的な影響を与える因子）

- ・頭部外傷歴（意識消失、加療を要する）
- ・診断があるか服薬を伴う精神科通院歴
- ・物質嗜癖（アルコール、処方箋を含む薬物など）

B子育て環境の要因（進化生物学における「適応的」要因）

(iii) 貧困・孤立子育て・DV・ひとり親

- ・生活保護、非課税世帯、低収入；大人2人子2人で年収300万円以下
- ・「孤立した子育てスコア」が一般群の平均値+2SD以上
- ・DV被害
- ・当時対象児の実親がひとり親（法的な配偶者がいない状態で子育て）

(ii) 子に関する要因

- ・多胎、4人以上の同時養育、診断のある出生時合併症や障害

(i) 世帯の血縁関係

- ・対象児（被害児）と血縁関係のない成人との同居

以下では、これら人間以外の哺乳動物で“子への攻撃／養育放棄”が起こる背景要因分類の枠組みに沿い、現代日本において他の哺乳動物とできるだけ相同な状況と考えられる要因を、これまでに述べてきた背景要因から抽出し、その有無を上記の基準で判別した。この分類を用い、まず異なるカテゴリーの要因がそれぞれどの程度起こっているか検討した。

図1の括弧内は「(iv) 小児期逆境体験」を身体的虐待、ネグレクトに加えて面前DV、心理的虐待、性的虐待を含めた場合の割合である。Fisherの正確検定により事件群と一般群を比較し、割合が有意に高かった場合はそのP値を\*の数で表した (\* P < .05, \*\* P < .01, \*\*\* P < .001)。

(iv) 事件群（女性12人、男性26人）中、女性の50.0%、男性の61.5%、プログラム群（女性116人、男性7人）中、女性の25%、男性の28.6%に、子ども時代の逆境体験スコアが一般群のスコアの平均値+2SDを超える重度の逆境体験、または長期の親の不在が認められた。

(v) 事件群女性の50.0%、男性の61.5%、プログラム群女性の43.1%、男性の28.6%に、養育者自身のメンタルヘルス問題や頭部外傷の既往歴、障がい等があった。

(i-iii) 事件群女性の91.7%、男性の80.8%、プログラム群女性の64.7%、男性の42.9%に子育て当時の困難な環境が認められた。

解析の結果、事件群は一般養育者群と比べ、女性における「(v) 脳機能に影響を与える因子」と男性における「(ii) 子に関する要因」以外の各困難要因の頻度が有意に高かった。

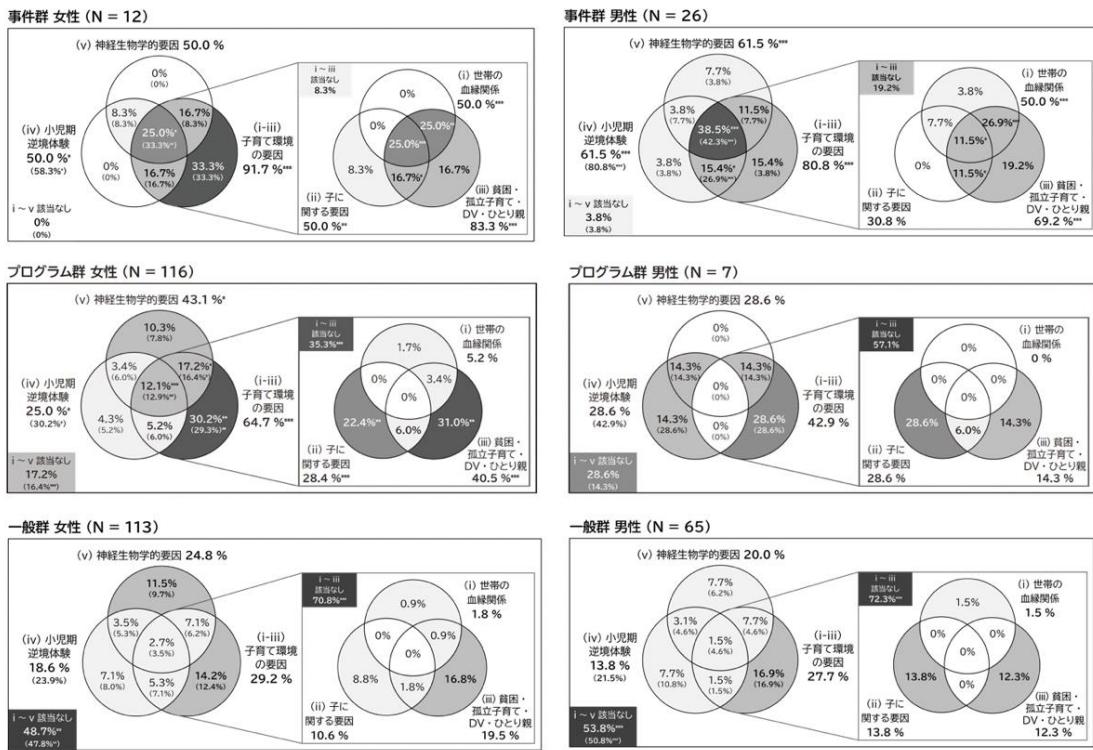


図 1 哺乳類神経行動科学に基づく背景要因分類

このように、人間以外の哺乳動物でも養育放棄や子への攻撃が起こる重大なリスク要因が、現代日本における重度子ども虐待事例においても高頻度に見られることが明らかになった。また、養育の困難を自覚して自らプログラム受講を希望した養育者においても、一般群より高頻度にリスク要因が見られた。

i-v の要因は相互に排他的ではなく、一人の養育者に複数起りうるものである。また実際に要因間の相関も高い。例えば虐待のある世帯において子どもの教育に対する投資が少なく子が低学歴になりやすい傾向、また低学歴が将来の貧困に結びつきやすい傾向にもこれまでに十分な報告がある。

事件群女性の 25.0 %、男性の 38.5 %の事例には、(iv) と (v) の両方と、(i)、(ii)、(iii) のいずれかの要因が重複して認められ、困難な状況が複合的に存在したことが示された。このような重複ケースは、一般群では女性 2.7 %、男性 1.5 %のみであり、有意に少なかった。したがって困難要因の重複も一般の養育者と比較し顕著に多いことが明らかになった。

児童虐待のリスク要因に関するこれまでの研究により、どれか単独の要因が直ちに虐待に結び付くのではないことはすでに十分明らかであり、むしろ累積危険度 Cumulative risk が問題とされている (Brown et al., 1998; Mackenzie et al., 2011; Ohashi et al., 2018; Solomon et al., 2016)。また最近はリスクの単純な和ではなく、一定数以上の要因が同時に存在する場合、飛躍的にリスクが増大するという非線形な累積性を考慮する研究もある {Appleyard, 2005 #2707} (Lamela and Figueiredo, 2018; Patwardhan et al., 2017; Vial et al., 2020) (ただし扱われて

いるリスク要因はしばしばかなり数的にも、またその範囲も限定されている点に留意)。

Belskyは「児童虐待の病因論 Etiology of child maltreatment」と題する有名な総説(Belsky, 1993)において、進化生物学的要因(本稿での「適応的要因」)の影響を十分認めた上で、人間社会における親子の非血縁関係や子の疾患・障がいなどは、親が配分できる子育て資源が不足している場合にのみ影響が表れるのではないか、従ってこれらの要因の単独での主効果を調べるだけでなく、リスク要因同士の関係性を考慮する必要がある、と述べている。もちろん純粹に統計学的には、他の要因を考慮した上でもこれらの要因の効果が認められることがあるが、親が子育てに利用できる資源とは単に収入等だけではなく、子育てに割ける時間や心理的な負担感など、統計には乗りにくい要因もあり、重要な指摘であるといえる。実際に本研究においても、子側要因がそれ単独で存在した事件群の事例は男性1人だけであり、非血縁成人の同居については単独で存在した事例はなかった。現代日本において、これらの要因が単独でただちに虐待に結び付くというより、むしろ貧困など他の要因と複合して初めてその影響が顕現すると考える方が自然であろう。

のことと関連して、衣食住が満たされない機会が著しく減少した現代社会では、親の子育て資源が枯渢することは野生動物に比べ少ないのではないか、と考えやすいが、実際はどうであろうか。野生動物では離乳や遅くとも性成熟で子のほとんどが親元を離れ、親の子育て負担は0になる一方、現代の日本社会では一般に成人まで、民法上は生涯にわたり、親に子の扶養義務がある。子育てにかかる負担は他の哺乳動物に比べ少なくなっている部分も当然あるが、教育に関する経済的負担や、子の逸脱行動に対する親の賠償責任など、動物にはなかつたものが増えている部分もあり、総合的に見て人間の子育てが野生動物の子育てと比較して確実に容易であるとは言い難い。社会経済的格差の拡大している昨今、貧困層において生活資源の不足が親の子育てを困難にし、その結果、子側要因や血縁要因が容易に顕現すると考えると不自然ではない。むしろ不可解なのは、飽食の時代と言われてからすでに久しい現代日本社会の中で、配偶者との死別による収入減少や子の疾患などどんな養育者にとっても避けがたい生活上の困難に見舞われたすべての親子に、いまだ十分な支援が提供されていない社会制度かもしれない。

#### 研究手法（受刑者を対象とした調査の妥当性、安全性および倫理的配慮）

実施項目Aで、受刑者を対象としたことについて、研究の妥当性や協力者の安全性を勘案し配慮した事項を「児童虐待刑事件の生物・心理・社会要因に関する質問紙調査—妥当性、安全性および倫理的配慮—」(黒田・白石, 2021)で以下の通り報告した。①余罪の追及につながるおそれのある事実の聴取は避ける、②過度の心理的負担を避けるため、各質問紙に「気分が悪くなるなどの場合にはすぐにやめてください」と明記、特に事件当時についての質問紙には破棄してもよい旨表書きをつける、③事件自体や判決に関しては中立的立場をとる、などである。その結果、協力者のうち、85%以上から全質問紙に回答を得、さらに「参加して自分自身や事件を振り返ることができた」など好意的な感想も複数寄せられた。効果的な政策形成には、眞の当事者から直接情報は有要である。

## 政策提言

国際比較から、日本では子育て支援に向けた政府の予算配置が十分でなく、子育て世帯の困窮や産み控えを招いていることが示唆された。これは逆に言えば、日本社会にはまだ予算配置の改善により、少子化対策と子育て世帯の孤立・負担軽減ができる伸びしろが多く残っていることを意味する。子育てを支援し、逆境にある子どもには手厚く就学・就労支援を行うことで、成長後に虐待に起因するリスク要因の重複を防ぐことができる。このような将来世代への投資が心身ともに安定した労働者の再生産につながるため、経済成長にとって割の合う投資であることは、すでに十分論じられてきた (Wada et al., 2014; 山口, 2021)。本研究で示唆された「対人的育児援助」の重要性からは、例えば妊娠期からの母子保健、上述の支援プログラム実践者やケースマネージメント人材、また子育て困難世帯への訪問家事・育児ヘルパーなどに対する投資の効果が高いのではないか。さらにそれでも世帯の子育て機能が回復しない場合に備え、子どもが家庭的養育を受けられるよう、里親支援、フォースタリング機関の整備等も重要である。

一方で子育て世帯全体の経済基盤の底上げのためには、先進諸国と同程度の給与水準の確保、非正規問題の解消などが考えられる。これは子育てだけでなく未婚化・晩婚化対策としても有効であろう。

また今後家族の生活に直接かかわる政策決定には、政策立案を行う各省庁の縦割り構造のために齟齬が生じていないか、仮にすべてが実現した際に、家族の生活時間等に無理が生じないか、事前に検討が行われることが望ましく、そのために子ども庁のような枠組みが有効に活用されれば素晴らしいと思われる。

また重要な政策では事前の現状把握はもちろん、事後の政策効果測定が計画段階に組み込まれるべきなのであろう。

政策間コンフリクトがなく生物科学的に妥当でかつ予算的・人的・法的に日本の地方自治体で実施可能な対少子化・家族支援政策案の提言については、厚生労働省や法務省関係者との会議、当事者との意見交換を重ねた。2022年2月に、養育者支援の公私連携に関するシンポジウムを開催し、最終的な政策提言を作成予定である。

黒田が、厚生労働省の委託事業「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査」の委員となり、本プロジェクトを通して蓄積された行政や支援者、当事者等の抱える課題について意見を述べた。

## 家族関連政策の動向

プロジェクト開始時にアウトカムとして想定していた家族関連政策について、2020年4月に児童福祉法改正における体罰禁止、民事執行法改正における養育費不払いでの財産開示についての手続きの変更の実現、虐待兆候がある子育て家庭を支援する体制として、ヘルパーが訪問して家事や育児を手助けする事業の新設（児童福祉法改正案に関連規定が盛り込まれる予定）等が検討された。

## 3-2. 実施項目ごとの結果・成果の詳細

### 3-2-1.

#### A 子育て困難の実態調査

##### 項目別の群間比較（事件群 vs 一般群）

回答時年齢と学歴を共変量とした共分散分析によって得られた群間比較の概要をカテゴリごとに記述する。表5では、群の主効果が5%水準で有意だった場合にセルに色をつけ、効果量 ( $\Omega^2$ ) の大きさ（効果量の大きさは、 $\omega^2$ についてはField (2013)、Hedges'  $g$ についてはCohen (1988)の基準に基づき解釈した）を濃淡で表した。セル内の「年」の文字は回答時年齢の効果、「学」の文字は学歴の効果が有意であったことを示す。性差についてはWelchの  $t$  検定による単純比較で有意になった場合、効果量 (Hedges'  $g$ ) の大きさを色とパターンで表した。

「あり・なし」で表されるデータについては、「あり」を1、「なし」を0とし、連続値と同じ扱いで解析した。

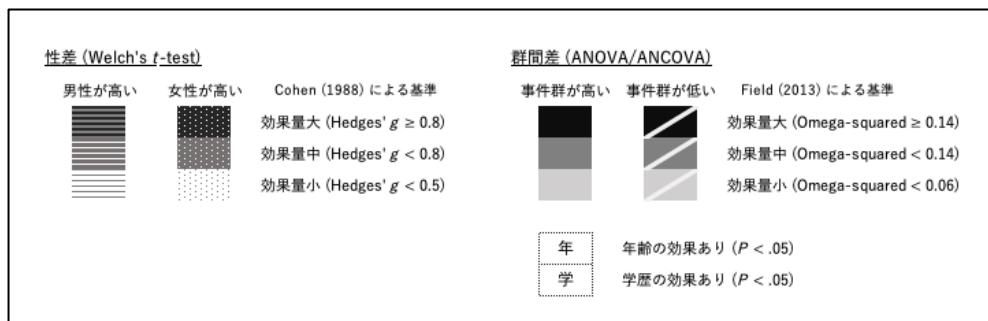


図 2 凡例

表 5 項目ごとの群間比較(効果量)

	性差 (Welch <i>t</i> 検定)	女性のみ 群の主効果		男性のみ 群の主効果	
		一般	事件	単純 比較	共分散 分析
回答時年齢				NA	NA
A 原家族の特性				年	
原家族の精神疾患(有無)					
原家族の物質依存(スコア)					
原家族の犯罪歴(有無) <sup>注1</sup>					年
15歳までの保護者の変更回数					
15歳までの実父の不在年数				学	
15歳までの実母の不在年数					
B 被虐待歴				学	学
総被虐待(スコア)					
ネグレクト(スコア)					
面前DV(スコア)					
心理的虐待(スコア)					
身体的虐待(スコア)					学
性的虐待(スコア)					
C 義務教育課程での経験				学	学
小学校低成績(スコア)				学	
小学校不登校(スコア)				学	
中学校不登校(スコア)				学	学
小学校友人なし(有無) <sup>注1, 注2</sup>		全員なし			
中学校友人なし(有無) <sup>注1, 注2</sup>					
小学校いじめ(有無)					年
中学校いじめ(有無)					年
小学校けんか(有無)					
中学校けんか(有無)					年
D 最終学歴・職歴・ 子育て当時の経済状態				NA	NA
学歴(教育年数)				学	学
最初の就職年齢					
結婚事実婚回数					年
実子第一子出生時年齢				年	年
第一子出生or同居時年齢				年	年
世帯収入(スコア)				年	年
生保・非課税(スコア)				年	年

	性差 (Welch <i>t</i> 検定)	女性のみ 群の主効果		男性のみ 群の主効果			
		一般	事件	単純 比較	共分散 分析	単純 比較	共分散 分析
<b>E 脳機能に関する要因</b>	15歳以下脳機能に関わる問題(スコア) 16歳以上発達障害(有無)注1,注2 16歳以上精神科通院歴: 発達障害を除く(有無) 16歳以上精神科通院歴: 発達障害を含む(有無) 16歳以上頭部外傷歴: DV暴力対物接触(有無)注1 16歳以上頭部外傷歴: 交通事故(有無)注1,注2 16歳以上頭部外傷歴(有無) 16歳以上脳機能に関わる問題(スコア) 物質嗜癖(スコア) 行動嗜癖(有無)			年	全員なし 全員なし		
<b>F 認知行動特性</b>	BDI-II(スコア) 加害の経験(スコア) SCID & 加害主成分 PC1 SCID & 加害主成分 PC2 SCID & 加害主成分 PC3(正負反転) SCID & 加害主成分 PC4(正負反転)			学 年学 年 年		年 学 年学	
<b>G 世帯の状況</b>	実子の数(子育て当時同居していない子含む) 非血縁児の数 全子の数(継子・養子等含む) 当時同居していた全子の数 4人以上同時養育(有無) 多胎(有無)注1,注2 当時対象児の実親がひとり親(有無)注2,注3 回答者にひとり親経験あり(有無)注3 当時回答者にパートナーなし(有無)注2,注3 パートナーがいるが協力なし(スコア) 孤立した子育て(スコア) DV被害(有無)注2 自分またはパートナーと非血縁の子(有無)注2			年 年 年 年 年	全員なし 全員なし	全員なし 全員なし	年 学 年
<b>H 子の特性</b>	早産・低出生体重児(有無) 疾患・障害・発達遅れ(スコア)			学		学	
<b>I 育児ストレス・体罰</b>	PSI総合(スコア) PSI親(スコア) PSI子(スコア) 体罰容認(スコア)			学 学		年	

注1 女性のみを集計した $2\times 2$ 分割表で0または1であるセルが存在する有無データ。

注2 男性のみを集計した $2\times 2$ 分割表で0または1であるセルが存在する有無データ。

注3 「当時」とは、事件群では事件当時、一般群では対象児が未就学であった頃のことを指し、「ひとり親」とは法的な配偶者がいない状態で子育てしていることを指す。

#### 男女別の各要因効果量（事件群 vs 一般群）のまとめと比較

群間比較で得られた結果(別添資料A-bを参照)は概ねこれまでにも示唆されてきたリスク要因を多く含むが、それらが養育困難に関し相互にどのような関係があるかについては不明な点が多い。そこで、本研究ではまず、暫定的ではあるが群間差の効果量を比較することで、これらの幅広い背景要因が男女それぞれにおいて将来の子育て困難に与える影響の相対的な強度について検討を行った。

男女ともに群間差の効果量が最も大きかった背景要因は、学歴、全子の数、自分またはパートナーと対象児との非血縁関係、孤立子育て（「子育てを手伝ってくれる人がいる」・「子どもの世話について問題が生じた時、助けやアドバイスを求めることができる信頼できる人がいる」という別時点の2回の質問の回答の平均低値）、養育者が15歳以下の保護者変更を多く経験したこと、育児ストレス尺度PSI親要因であった。

男女の一方で効果量大であった要因として、女性では身体的被虐待、生保・非課税世帯、DV被害、物質嗜癖、実子の数が見出された。子の疾患等、世帯収入スコアも効果量中等度であり、女性の方が実際の子育て負荷や経済的状況による影響が大きいことが推察される。男性では15歳以下の実父・実母の不在、面前DV、総被虐待、心理的被虐待、抑うつ尺度BDI-II、加害の経験、行動嗜癖、4人以上同時養育、PSI総合、パートナー協力なし、当時ひとり親が見出された。

加害の経験は女性でも効果量中等度である。女性では身体的虐待、男性では面前DV・心理的虐待と、効果量の大きい虐待の種類は異なるが、過去の暴力への暴露が将来の暴力加害に与える影響は指摘されている通りである(Widom, 1989; Widom and Maxfield, 2001)。

本研究は事件群とくに女性が11例と少ないことから、今後例数が増加した場合に細かい部分で異なる結果にもなりうる点には注意を要する。

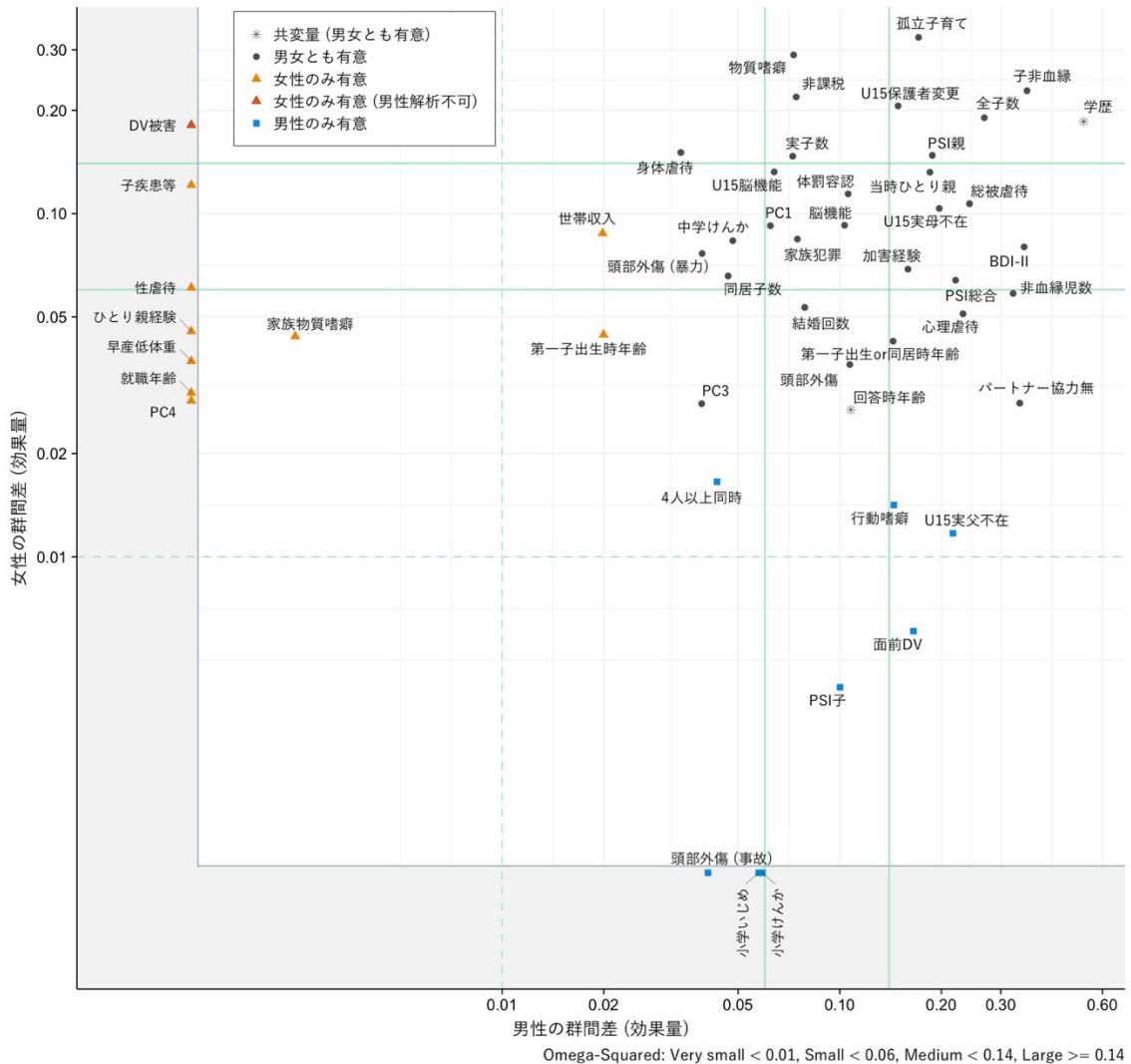


図 3 男女別に見た群間差の効果量 ( $\omega^2$ )

図 3 に示された Y 軸付近の灰色部分の点は、女性では有意差があったが男性では有意差がなく効果量がほぼ 0 であった変数、X 軸付近の灰色部分の点は男性では有意差があったが女性では有意差がなく効果量がほぼ 0 であった変数である。

#### 本調査の特徴と今後の解析について

本研究は、日本の児童虐待の中でも最も重度な事例である、実名報道実刑判決を受けた事例を集めた調査である点に特色がある。これまでの児童虐待の背景要因研究と比べた場合の本研究の問題点は、事件群の事例数が 38 名と少ないことであり、そのため本稿に述べた群間差の効果量などは、今後事例数が増加した場合に変化しうる点に注意が必要である。

一方で日本での児童虐待による死亡事例は年間平均 48.9 例（厚労省死亡事例検証

2008-2018 年度) であり、その中でも実名報道に至る事例は例えば 2013-2017 年の 5 年間については捕捉できた限りで 76 件（厚労省死亡事例検証の 33.6 %。ただし、この報告では年度集計なので厳密には異なる）と、母数自体が多いとは言えない。本研究で収集することのできた例は、手紙送達事例の半数にあたり、0 ヶ月齢以外の厚労省死亡事例調査と比較しても大きな偏りはない（別添資料 A-a 参照）ことから、日本における重度児童虐待事例全体の傾向と大きな乖離はないと考えられた。

また本研究では、事件当事者から収集した一人当たりの質問量が 400 間以上、本稿で扱った変数量は 61 と比較的多く、また行動神経科学的分類から見て網羅的である点に特徴がある。この利点を生かし、現在実施者らは、将来の子育て不調に影響が大きいと考えられる要因を時系列順に配列し、要因間の相関を検討することで、子ども虐待発生の生物一心理一社会的モデル（図 4）の作成を継続している。理論的枠組みとしては、生育環境の要因は発達期の当事者の認知行動特性に影響を与えるとともに、学歴をはじめとする社会経済的地位の形成に影響を及ぼす。これらの 2 要因は、当事者が子育て時に形成する家族構成と子育て資源に影響を与え、それとは一部独立に生じる子側要因とともに、総合的に育児に関する負担を増大させ、最終的に子育て不調につながると考えられる。

このような整理をもとに、それぞれの要因の頻度や相互連関を定量化することで、支援・介入のポイントを明確にし、子育て不調に至る要因重複を防ぐ方策の提言をまとめている。

本調査によって明らかになった内容には、ここまでに数字で語ってきたこと以上のものもある。

子どもの虐待死という結果だけから見ると、理解不能なほど無策・無思慮であったり残酷でさえある養育者も、本人の子ども時代にはじまる当事者視点の物語により、異なる側面が見える場合がある。虐待死事例であっても、少なくとも事件まではその養育者が育てていたからこそ子どもは生きていたともいえる。その人なりになんとか養育者の役割を果たそうと努力していた面、また現在も残された子の将来や出所後の関係再構築について真摯に考えている養育者もいることも忘れてはならない。

一方で、対象児の死亡に対する自己の責任を否認し、冤罪であると主張したり再審請求を行ったりしている協力者も複数存在した。本研究事件群の養育者の背景や特性は様々であり、環境困難などは特に高率に認められる要因であったとしても、全員がそうであるわけではない。これまでに述べた群間比較だけでは事件群 vs 一般群の平均的な特徴は明らかになっても、このような養育者ごとの多様性は見えなくなってしまう。

児童虐待の背景を安易に単純化せず、その多様性と複雑性をふまえて支援のために有益な情報を引き出すためには、事件群を子との関係性や虐待の類型などで分割した

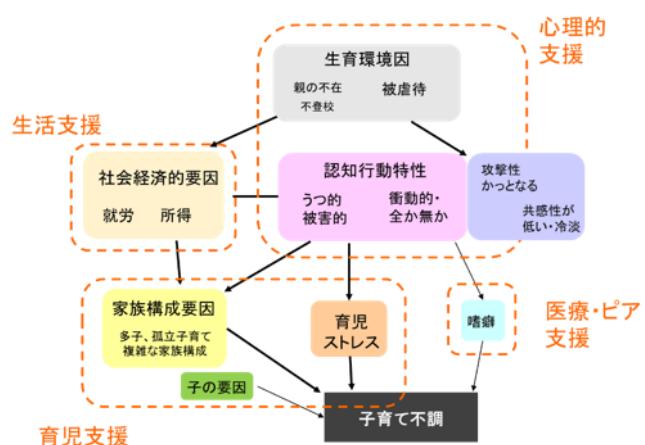


図 4 子育て不調要因の相互連関と支援ポイント

り、またクラスター解析など他の統計手法も検討中である。さらに事情が許せば認知機能検査、脳画像検査等のより幅広い調査によって、個々の事例の特性を明らかにし、それぞれに適した支援を開発していく必要がある。

そして福祉や支援の現場で遭遇する個々の養育困難事例においては、背景要因の組み合わせは多様であり、それぞれが絡み合っているため、育児支援、社会保障などはそれ単体で必ずしも世帯の問題を解決できるものではない。時系列に沿ってより深く、世帯全体にわたり広く要因を探索し、それぞれの要因連関を理解した上で、包括的・持続的に支援する必要があると考えられた。

#### 「個人のリスク」モデルから社会モデルへ

総じて公衆衛生の視点から、本研究で扱った要因の多くは、その要因のある（見舞われた）個人の問題としてより、社会の側におけるその受容や支援の在り方の問題（健康の社会的決定要因 Social determinants of health）(Marmot and Wilkinson, 1999)として理解し対策すべきで、そうすれば要因の重複を防ぎ、児童虐待が被害者のみならず社会に与えるコストを削減することにもつながると期待できる。

例として、未成年の妊娠の多くは望まない妊娠であり、被虐待などの小児期逆境体験と関連して起こりやすいことが知られている。平成30年、日本の高校では在学中に妊娠すると中退に至る女子生徒が3割に上り、中でも生徒又は保護者が通学を希望していたにもかかわらず学校が退学を勧めた事案が1.5%（2098件中32件）に上がることが明らかになった。高校中退は生徒の将来の就職を困難にし、その子どもにも貧困連鎖を引き起こすことがある。一方で10代で妊娠・出産しても、十分な経済的・心理的支援により望まない妊娠の再発を抑え、高校卒業、大学進学を継続・就労するなどに効果があることにも一定のエビデンスがある(Margolis et al., 2020)。こうした調査を受け、文部科学省は『公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について（通知）』を発出している。

通知だけでは十分ではないが、この方向のアクションをさらに拡大し、小児期逆境体験のある中で妊娠に至ったとしてもそれに引き続きやすい低学歴・貧困などの重複を未然に防ぐことにより、子育て時点で複雑な背景要因を抱える事態に至るのを予防することは可能であろう。

非血縁関係のある世帯においても同様で、子どもが懐かない・環境変化に適応できないなど、特有の困難に対する理解や支援は十分とは言えず、里親や養子縁組の場合に限らず支援を拡充する余地はあると考えられる。

そして、研究としては本研究のようにリスクを詳細に検討することは有意義であるが、支援の現場では、当事者世帯のリスクの列挙ではなくむしろ積極的にレジリエンス要因・強みを見出し、世帯のニーズをくみ取って行う取り組みの方が重要である。このような強み要因は、多くの場合リスク要因の不存在・裏返しという形で見えてくる他、統計的調査でよく用いられる指標の調査では見えにくい親子関係の質の可視化を目的とした「かかわり指標」(安梅, 2009)などがある。

#### B 子育て支援の試験的実装

##### B-1 養育者支援プログラムモニター事業

## 修了率

受講者 132 人のうち、115 人がプログラムを修了した。中断は 6 人（5%）と比較的少なく、参加者の受講の自主性（強制ではない）、複数のプログラムからの選択、受講料や交通費の助成等が影響した可能性が考えられる。

## 心理尺度スコアの推移（3 時点比較）

支援プログラムの介入効果を検討するため、養育者報告による子どもの問題行動に関する CBCL（ASEBA 行動チェックリスト）および ECBI（アイバーグ子どもの行動評価尺度）、子育て方略に関する ICCE（育児環境指標）の制限や罰の回避領域（体罰）、養育者の抑うつに関する BDI-II（ベック抑うつ質問票）を使用した。受講前、受講後、1 年後の 3 時点のデータを用い、反復測定分散分析と多重比較を行った（図 5）。

CBCL ( $F(2, 94) = 6.904, p < .01$ )、ECBI ( $F(2, 96) = 19.550, p < .001$ ) ではスコアに有意な差がみられた。多重比較（Sidak 法）の結果、CBCL では受

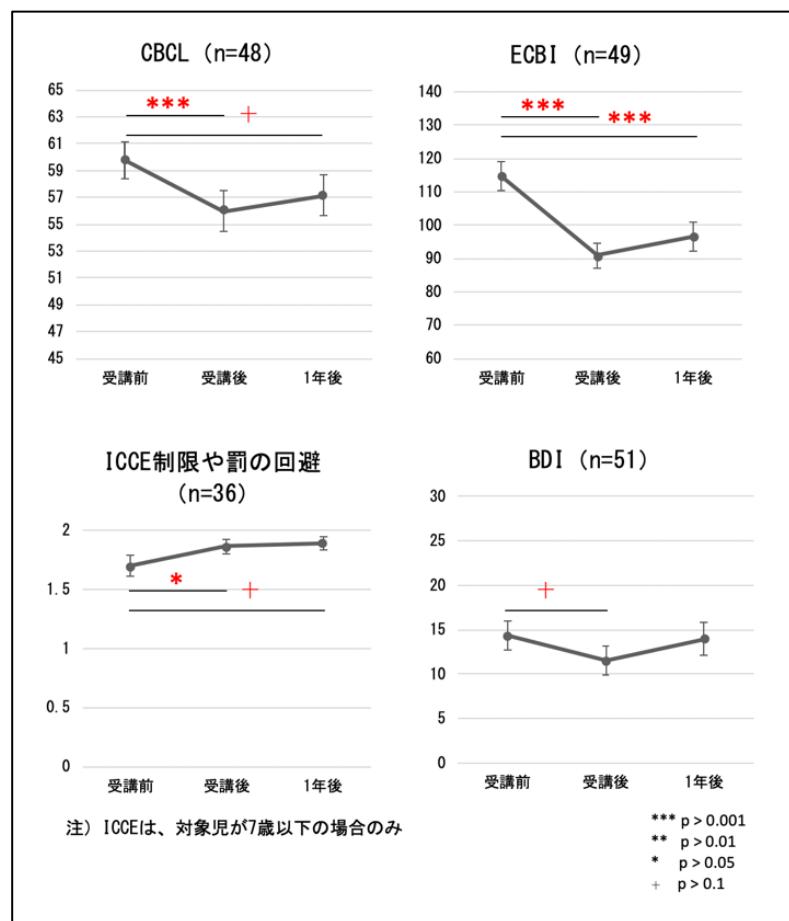


図 5 介入効果の結果

講前と受講後の比較で有意差、受講前と 1 年後で有意傾向がみられた。ECBI では、受講前と受講後、受講前と 1 年後の比較の両方で有意差がみられた。ICCE の制限や罰の回避領域 ( $F(1.575, 55.135) = 5.356, p < .05$ ) では、スコアに有意な差がみられ、多重比較の結果、受講前と受講後で有意差、受講前と 1 年後で有意傾向がみられた。BDI-II では、分散分析の結果、有意傾向であり ( $F(1.598, 79.888) = 2.556, p = .095$ )、多重比較では、受講前と受講後のみ有意傾向がみられた。

## リモート提供の結果（2 時点比較）

2020 年 4 月から 2021 年 9 月までに 52 人がリモートでの支援プログラムを受講した。半数以上は、1 年後調査の時期を迎えていないため、受講前と受講後の 2 時点での比較をし、介入効果を検討した。対応のある  $t$  検定を行ったところ、子どもの問題

行動に関する CBCL ( $t=3.421$ ,  $df=40$ ,  $p<.01$ )、ECBI ( $t=4.373$ ,  $df=40$ ,  $p<.001$   $p<.001$ )においてスコアの減少が見られ、その差は統計的に有意であった。養育者の抑うつに関する BDI-II ( $t=2.501$ ,  $df=41$ ,  $p<.05$ )においてもスコアの減少が見られ、その差は統計的に有意であった。ICCE は、対象児が 7 歳以下の場合のみ対象となるため、サンプルサイズの都合により現時点では解析をしていない。

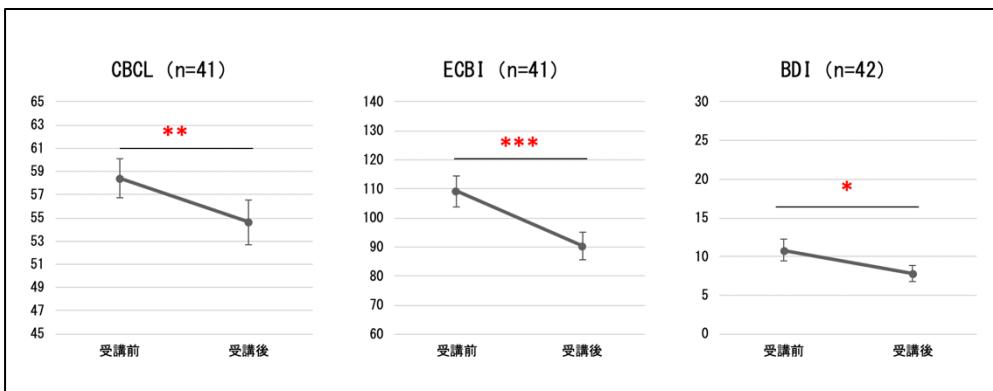


図 6 リモート提供における介入効果の結果

### 事例

事例については、別添資料 B-b を参照のこと。

### 考察

支援プログラムの介入の結果、子どもの問題行動、体罰使用の減少など、支援プログラムの有効性が確認できた。また、その変化の多くは 1 年後でも確認され、効果の持続性がうかがわれた。

養育者の抑うつについては、全体サンプルでの効果は強く示されなかったが、一方リモート提供での受講前と受講後の比較では、5% 水準で有意であった。各支援プログラムにおいて、養育者の抑うつ低減は副次的ではあっても主要な目的ではないことが要因に考えられた。養育者の精神的な不調については、支援プログラムだけで改善することは難しく、精神疾患の治療や養育者のメンタルヘルスを対象とした心理的な支援が必要である。

### B-2 支援プログラム拡充と地域ネットワーク構築

2019 年に開始し、7 回開催された（7 回目は 2022.1 月を予定）連絡協議会で、議論された内容を整理する。

#### 議論 1 男性を対象とした支援プログラム

警察庁生活安全局少年課（2021）によると、2020 年に身体的虐待で検挙された 1,793 人のうち、1,230 人（68.6%）が実父、養父・継父、母親と内縁関係の男性であった。しかしながら、子ども虐待の予防においては、暗黙に母親への支援が想定されたものが多く、男性が子育ての悩みを相談したり、子どもの発達やかかわり方を学ぶ機会は女性と比べ実質的に少ない可能性がある。本事業で提供した支援プログラムに

おいても、そのほとんどが性別問わず受講可能なものであったが、実際に参加した男性はわずか7人（すべて実父）であり、全体の5%程度であった。実父や養父への支援は当然であるが、再婚により継父となる場合、内縁関係や交際中のパートナーの子どもと関わる場合にも、活用できる開かれた支援が必要である。

父親を対象とした支援には、たとえば「パパカード」というフィンランドで生まれた取り組みがある。2019年に、日本精神看護協会によって、日本語版が発行されている。婚姻関係のある夫婦の間に初めて子どもが生まれる場合だけでなく、未婚や再婚の場合にも子育てを始める様々な状況を想定し、父親になることで生じる生活や気持ちの変化、ストレスへの対処などについてまとめられたパンフレットである。

実際に父親による虐待が発生してしまった場合には、どのような取り組みがあるだろうか。2018-2019年に発生した父親による虐待事件が社会の注目を集め、児童相談所や関係機関による父親への対応が批判された。加害者は、自分が困っていないと感じ、治療や心理支援を受ける動機づけが低い場合が多く、長いこと支援の難しい領域であると考えられてきた。

虐待を行った男性を対象とした代表的なプログラムのひとつが、男親塾（中村, 2016）であり、現在大阪で実施されている。東京都の「家族再統合のための援助事業」では、2002年から「父親グループ（田村, 2009）」が実施されている。ほかにも父親向けのグループを開始した児童相談所はあるが、父親が参加しやすいよう夜間に開催したもの、スタッフの負担が大きいなどの理由で、終了してしまったものもある。とくに、「動機づけ」など、父親を対象とした支援や治療の難しさが認識されているが、昨今では被害者の救済や再発防止のためにも加害者の行動の変容こそが重要であるという視点が広まりつつある。児童虐待とDVが併発する事例も少なくなく、2021年には併発した事例への対応ガイドライン（リベルタス・コンサルティング, 2021）が策定された。

個別のプログラムでは、AF-CBTは比較的男性が参加しやすいプログラムと思われ、2015年の動向調査では、参加者の4分の1が実父や養父という男性養育者であった。これまで、母親を対象にしていたMY TREEペアレンツプログラムが、男性のグループプログラムの試験的実施に取りかかるなど、新たな動きもある。

プログラムの整備と並行して、男性による虐待、体罰、パートナーへの暴力や暴言などが、どのようなもので、どのような影響を持つのか社会一般により深く認識され、それに取り組む支援者の存在を知らせる必要がある。

## 議論2 矯正施設での支援プログラム活用

虐待による国内の死亡事例は年間に50件程度（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会, 2020）と報告されている。加害の結果子どもを死亡させた養育者は、多くの場合実刑判決を受け、矯正施設に収容される。このような養育者たちに、支援プログラムは必要か？実施項目Aでは、子ども虐待関連事件の受刑者を対象とした調査の結果を報告したが、受刑者たちの年齢は20代～40代が中心であり、出所後に新たに子どもをもうける可能性もあるし、出所後に児童養護施設や親戚に預けていた子ども（被害児のきょうだい児や事件後出産した子ども）と生活を共にしたいと希望している受刑者もいる（実際、再統合が行われる事例は少くない）。つまり、虐待事件はひとりの養育者にとって、子育ての終了を意味せず、そ

の後の子育ての可能性を考慮した支援が必要と言える。実施項目Aの研究参加者か、実施者らの元に「矯正施設内で子どもとのかかわりを学ぶ機会がほしい」という趣旨の手紙が寄せられたこともある。

それでは、実際に矯正施設内で子育てに関するプログラムは実施可能だろうか？矯正施設では、法令で定められた特別改善指導として、覚醒剤、暴力団離脱指導、性犯罪等を犯した者への取り組みがあるが、子ども虐待はそこに含まれていない。そもそも子ども虐待関連事件での受刑者は、受刑者全体で見れば、母数が少なく、同じ罪種の受刑者を集めたグループプログラムの実施は難しい。そのため、矯正施設での実施においては、各施設の所長裁量が大きい一般改善指導として、罪種を問わず出所後に子どもと暮らす可能性がある受刑者を対象としたペアレンティングプログラムと位置付けるほうが実現可能性があるという専門家の意見がある。一部の女子刑務所ではCARE大人と子どもの絆を深めるプログラムを実施した実績がある。ただし、矯正施設では子どもと長期分離した状況なので、実際の子どもとのかかわりのなかで実践し、子どもの反応を確かめたり、相互作用のなかで子どもとの関係を深めることはできない。支援プログラムの受講に強制力を持たせるのであれば、刑事司法ではなく、子ども家庭福祉領域（児童相談所による支援や介入の段階）での法整備が望ましいという主張もある。

また、2019年から保護観察所においても暴力防止プログラム（児童虐待防止版）が試行的に実施されている。身体的虐待につながりやすい考え方の変容、養育態度の振り返り、児童との適切な関わり方の習得、身体的虐待を防止するために必要な知識の習得を図っている（令和2年版再犯防止推進白書）。社会内処遇に、子ども虐待の支援が位置付けられたことは大きな前進である。

治療的司法の考え方が進んだオランダでは、暴力的なパーソナリティを持つ受刑者を対象とした長期の心理療法の効果検証がなされ、その有効性が認められている

(Bernstein et al., 2021)。国内でも、2013年頃から認知行動療法による暴力防止プログラム（法務省, 2019）がいくつかの矯正施設で取り入れられているが、今後もこのような取り組みは世界的に広がっていくことと思われる。

その他に考えられる支援としては、書籍の活用が挙げられる。近年では、暴力やアンガーマネジメント、体罰をテーマとしてセルフヘルプ本も多く出版されている。実際にそのような本で熱心に学ぼうとする受刑者もいる。

### 議論3 遠隔（リモート）支援の活用への展開

以前からWEB会議システムなどを利用した遠隔での支援の必要性は認識されていたが、国内では差し迫った状況がないなか十分に検討されてこなかった。しかし、2020年の新型コロナウイルス感染症パンデミックにより、家族以外の人との対面での接触、公共交通機関での移動のリスクから、支援プログラムの提供・受講が困難になり、遠隔で可能な支援を模索し始めていた。パンデミック以降、在宅勤務や在宅学習の導入が全国的に進み、ICT機器やビデオ会議システムの普及など、遠隔支援が可能な条件が加速的に整備された。

参画している7つのプログラムの中では、リスクの高い養育者を対象としたプログラムを中心に、一部、またはすべてのセッションで対面支援が望ましいという判断がなされたが、すべてのセッションを遠隔で実施できるプログラムもあった。本事業

においては、2020年からWEB会議システムを使用する遠隔でのPCIT、Triple P、CAREが提供できた。

それに伴い、これまで移動の負担が大きく受講できなかった家族からの問い合わせが増加した。遠方に居住しているというだけでなく、産前産後、未就学の子どもが複数いる場合には公共交通機関での長時間の移動は家族に負担が大きい。遠隔支援は、プログラムへのアクセシビリティを向上させ、交通費や移動時間の負担を軽減させるメリットがある。一方で、安全な実施のための配慮も十分検討されなければならない。日本心理学会等でも、安全な遠隔心理療法提供のためのガイドラインやチェックリストが整備されている。

現在の国内の状況としては、プログラムの専門性をもった支援者の養成は進んでいるものの、全国各地に十分に存在している状況ではない。パンデミックの収束後においても、支援者の少ない地域での活用に役立てられ、家族支援資源の地域格差解消にも役立つ可能性がある。

#### 養育者支援プログラム社会実装にむけた論点整理と提言

これまでの調査から、児童相談所や要保護児童対策地域協議会の虐待ケースに保護者支援プログラムを実装するモデルケースとして、次の3つが挙げられる。

1. 東京方式： 東京都は児童相談センター治療指導課で「家族再統合のための援助事業」を2002年に立ち上げ、複数の虐待者への治療的・教育的支援メニューを提供している(犬塚峰子 et al., 2009)。この方法の利点は、拒否的な親を治療の座につけるために、児童相談所の権限をタイミングよく利用できること、また介入部門と治療部門の両方を児童相談所内で担うため、情報交換や会議設定が容易で的確なアセスメントが可能になることである。マイナス点は、常勤スタッフは数年で異動するため、常に支援者養成を行うコストがかかり、さらに個別ケースとの継続的なかかわりが難しいことである。東京都では13か所ある児相間の異動が多いため、コストをかけて養成した支援スキルが無駄になることは少ないようであるが、他地域では障壁になる。東京でも、民間の非常勤スタッフとの協働は児童相談所への反感を受けにくく、またグループワークの連続性維持に貢献している(犬塚峰子 et al., 2009)。

2. 大阪モデル： 大阪市では、平成16年に保護者支援の費用のうち1/2を国が助成する「家族療法事業」を利用して、平成18年「大阪市家族回復支援事業」を立ち上げ、今まで複数の民間養育者支援プログラムと委託契約によって支援を提供している。大阪市の取り組みは現在では堺市、近畿他府県など近隣の自治体のモデルともなっている。実際の支援を担うのが地域で高い専門性を持つ民間支援者であるため、異動による中断や専門的スキルの無駄は発生しにくい。受益者から見ると、必要であれば児相とは独立に継続的な関係を維持しやすいことは重要であろう。欠点としては、契約が基本的に単年度であるため、支援が提供できる期間が1年の中で限定されてしまうことは重大な問題である。契約更新にも手間がかかる。またプログラム実施者とケースマネジメントの主体が別組織であるため情報の共有が容易でない、契約年度をまたいだアフターケアなどができるないというのも大きな問題である。契約を複数年度まとめて行うなどの工夫が求められる。

3. 児童家庭支援センター： 平成29年児童福祉法改正により、児童福祉施設には児

童相談所よりもいっそう地域に根差した家庭支援を行う機能が求められているが、家族への専門的支援は子ども以上に難しいとされる(全国児童養護施設協議会, 2021)。そこで乳児院・児童養護施設などに付置される児童家庭支援センターのアウトリーチを含めた家庭支援機能が注目されている(<http://www4.ttn.ne.jp/~e-jikasen/company.html>)。現在、家庭的養護の推進により里親委託が進展している地域では、乳児院や児童養護施設の業務に若干の余力が生じ、保護者支援プログラムを提供する体制を拡充する好機となっている。ただし実際のプログラム実施者は内部で職員が研修を受けるなどして身に着けるか、または地域の専門家や機関に外部委託や非常勤嘱託等の形で確保する必要があり、結局は上記①・②が児童家庭支援センターで選択されることになる。それでも、もともと専門性の高い地域の民間ファミリーソーシャルワーク機関が実施主体となることには、支援の継続性や柔軟性などの点で大きなメリットがあると期待される。

もう一つの重要な点は、花園大学社会福祉学部 久保樹里准教授による、児童相談所や市区町村子ども家庭福祉主管課等がケースマネージメントをする際の、養育者支援プログラム奏功のための要件である。

● 専門職が対象者をアセスメントし、今あるサービスやプログラムを当てはめるという従来の支援者主導のアプローチからの転換が必要である。本人や家族の主体性を今後の方針決定にしっかりと組み込む必要がある。まずどんな家族になりたいのか、当事者家族の希望をしっかりと聞く。それを実現するための家族の強みを引き出していく。子どもや家族の話をしっかりと聞くことが大事である。進めていくための障壁が家族のニーズであり、そこにアプローチするための方策を考えるなかで、当事者が自分の生活や人生の運転席に座り、種々の支援プログラムを含めたサービスが活きてくる。明らかになったニーズのために何が必要なのかを考えていく主体はあくまでも家族である。

● プログラム中、どのような変化が出たのかをふりかえり、効果があれば継続し、そうでなければ、修正していく。それも家族とともに進めていく。ドロップアウトしそうになった時もその点について話し合う。順調に進んでいる場合でも、プログラムで得た知識や行動様式を実際の生活でどう生かすかなど、得られた成果を聞き、共に喜ぶ姿勢が大切である。子どもが家庭から分離されている事例の場合、プログラム終了が、すぐに子どもの家庭復帰につながるものではないことは事前に確認しておく。プログラム受講が実際の生活場面で保護者や親子関係にどんな影響を及ぼすのかを話し合ってみることも効果的である。

● プログラム終了後、その成果をアセスメントし今後のソーシャルワークにどう反映させるか、アフターケアをどうするかなどを、プログラム実践者とケース担当者が話し合うフィードバックを丁寧に行う。できれば当事者家族も交えて行うことが望ましい。支援プログラムは単独で動くものではなく、家族支援のソーシャルワークと共に動くものであり、支援全体のマネジメントを行うことが重要である。

## C 根拠に基づく政策間調整

### C-1 平均的家族の週間生活時間モデルの作成

夫婦の就業形態や労働時間が互いの家事育児時間に与える影響

夫婦の家事育児時間は、それぞれの家庭の就業状態や末子の年齢に左右されていることが明らかになった。特に夫の家事育児時間は、末子の年齢だけでなく、妻の就業状態によって左右されていた。一方、妻の家事育児時間は、妻自身の就業状態に影響されていた。

そこで、夫婦の家事育児時間が互いの就業形態や労働時間、そして末子の年齢がどのような影響を与えていたかを検証することとした。具体的には、被説明変数に夫婦それぞれの家事育児時間をとり、説明変数としては本人の学歴や就業形態、労働時間、配偶者の就業形態や労働時間、家事育児時間に、末子の年齢とコーホートを加えて、最小自乗法で推定した。

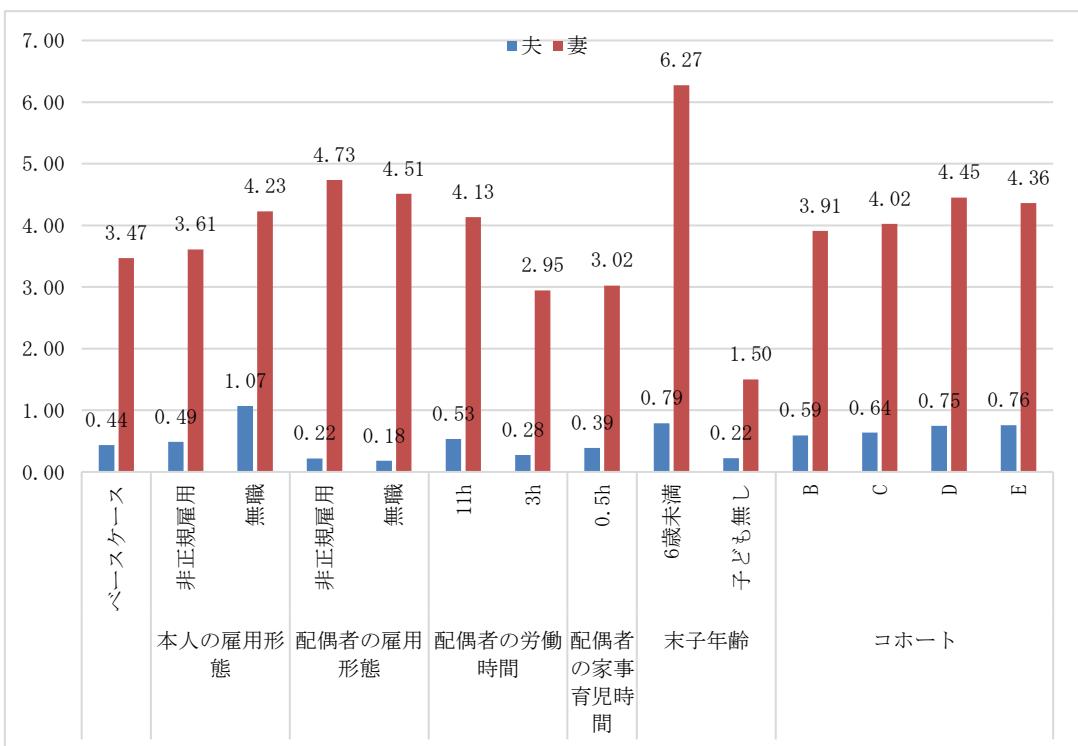


図 7 シミュレーション結果：夫婦の家事育児時間

この推定式で注目したいのは、配偶者の労働時間と家事時間である。配偶者の労働時間が長く、家事育児時間が短ければ、家庭での家事育児を維持するために本人の家事育児時間は長くなると予想される。ただし、配偶者の所得稼得能力によって家事育児時間への効果も違ってくる可能性があり、たとえば配偶者が非正社員の場合には本人の家事育児時間への影響は小さいと予想される。

図 7 は、推定結果を用いて、それぞれの家庭状況を想定して夫婦の家事育児時間をシミュレーションした結果を示している。想定した家庭状況は、本人が大卒で正社員、配偶者は正社員で労働時間が 8 時間、家事育児時間は 3 時間とし、末子年齢は 6 歳以上、1993 年当時に妻の年齢が 24~34 歳のコーホート A をベースケースとした。ベースケースをもとに計算された夫と妻の家事育児時間は、それぞれ 0.44 時間と 3.67 時間であった。

本人の就業状態だけを非正社員に変えると、家事育児時間はそれぞれ 0.49 時間と

3.61 時間となり、ベースケースと大きな違いはない。しかし無業になると、夫と妻の家事育児時間は 1.07 時間と 4.23 時間となり、ベースケースに比べて長くなることが分かる。したがって、本人の就業形態によって本人の家事育児時間は影響されており、所得稼得能力が比較的高いと考えられる正社員では家事育児時間は短く、非正社員や無業の家事育児時間は長くなっている。

次に、配偶者の就業状態だけを変えたケースを見る。非正社員に変えた場合、夫婦の家事育児時間はそれぞれ 0.22 時間と 4.73 時間となり、ベースケースに比べて短くなる。また配偶者が無業の場合には、それぞれ 0.18 時間と 4.51 時間になる。つまり、妻が非正社員や無業の場合には、夫の家事育児に費やす時間は短くなり、我々の作業仮説と整合的である。非正社員や無業の妻は相対的に家事育児に比較優位を持ち、また交渉力も弱くなると考えられ、夫が家事育児に費やさないと考えられる。

一方、妻の家事育児時間に対しては、夫が非正社員や無業だとむしろベースケースよりも長くなっている。この結果は、我々が期待していた結果とは異なる。ただし、夫が非正社員や無業のケースは観察対象も少なく、この結果には観察できない特性が影響している可能性もあり、解釈には慎重になる必要がある。

では、配偶者の労働時間を変えようとどうなるだろう。配偶者の労働時間をベースケースの 8 時間から 3 時間に変えたケースと 11 時間に変えたケースで計算すると、夫の家事育児時間はそれぞれ 0.28 時間と 0.53 時間となる一方、妻の家事育児時間は 2.95 時間と 4.13 時間となる。つまり、配偶者の労働時間が長くなるほど夫も妻も家事育児時間は長くなるが、夫よりも妻のほうが配偶者の労働時間に対して敏感に（より長く）反応していることが分かる。

配偶者の家事育児時間を 3 時間から 0.5 時間へ変えた場合は、夫の家事育児時間は 0.39 時間、妻のそれは 3.02 時間となり、それぞれベースケースに比べて短くなった。配偶者の家事育児時間が短くなれば、それを補うために本人の家事育児時間は長くなると期待されたが、分析結果はそうならなかった。

なお、以上の分析では、たとえば夫が家事育児の分担をしないから妻が非正社員や無業であるという逆の因果関係については検討していない。しかし、その場合でも、夫の家事育児参加は、妻の就業を通して家事育児時間に影響を与えていていると言える。

以上のように、家事育児時間は、本人の就業状況だけでなく、配偶者の就業状況や労働時間に影響されることが示された。特に、妻の家事育児時間は夫の労働時間に敏感に反応しており、夫のワークライフバランスの改善は妻の家事育児に好影響を与えると期待できる。

なお、図 5 では上記以外にも末子の年齢やコーホート別のシミュレーションを行った。簡単に結果を紹介すると、子ども無しの場合は夫婦の家事育児時間は短くなり、末子年齢 6 歳未満のケースでは夫婦の家事育児時間は長くなっている。我々の作業仮説と整合的な結果となっている。コーホート別には、若い世代ほど家事育児時間は長くなる傾向にあり、これも若い世代ほど実質賃金は伸び悩んでおり家計内生産に時間配分している結果と解釈することが出来る。

### 労働時間、家事育児時間と家事育児の負担感

図 8 は、夫婦の労働時間や家事育児時間が、妻の家事育児への負担感にどのような影響を与えているかについて、負担に感じる確率について推定結果を基にして、いく

つかのケースを与えて計算したものだ。

この図の基にした推定は、妻の家事育児への負担感を被説明変数にするが、この変数は質問項目「あなたは、この1ヶ月ほどの間に家事・育児・介護などで負担が大きすぎると感じたことはどのくらいありましたか。」に対する回答から作成されている。調査では、この質問に対する回答は、「1 何度もあった 2 ときどきあった 3 ごくまれにあった 4 まったくなかった」という選択肢から一つ選ぶことになっている。ここでの推定では、まったくなかったを1、ごくまれにあったを2、ときどきあったを3、何度もあったを4と変換して、被説明変数とした。説明変数は、上の家事育児時間の回帰式で用いたものと同じである。なお、被説明変数が複数選択肢からなっているため、Multinomial Probit Modelで推定している。

この図のベースケースは、夫も妻も正社員で労働時間が8時間、家事育児時間を夫は0.5時間、妻は3時間とし、末子年齢は6歳以上、1993年当時に妻の年齢が24~34歳のコーホートAを、それぞれ想定している。ベースケースを想定して計算すると、負担感が「全くなかった」と回答する割合は全体の20.2%、「何度もあった」は全体の8.0%となる。

このベースケースから夫の労働時間を3時間と11時間へ変えると、負担感が「全くなかった」と「何度もあった」と回答した割合は、3時間の場合は23.0%と6.7%だが、11時間の場合は18.6%と8.9%となる。つまり夫の労働時間が長くなるほど、家事育児の負担が大きいと感じる妻の割合が高まる。

一方、妻本人の労働時間の変えてみると、3時間の場合は負担を「全くなかった」と回答する割合は30.2%だが、11時間になると15.2%となる。逆に負担を感じるのが「何度もあった」と回答する割合は、3時間では4.2%だが11時間になると11.2%にもなる。つまり、妻自身の労働時間の長さが家事育児の負担感に影響しており、夫の労働時間による影響に比べて敏感に反応している。

続いて、夫婦の家事育児時間による影響を計算する。ベースケースでは夫0.5時間、妻3時間としており、夫婦の合計は3.5時間だ。そこで、夫1時間、妻2.5時間というケースと、夫1.5時間、妻2時間というケースについて、妻の負担感を計算してみた。すると、前者の場合は「全くなかった」と回答する割合は22.2%で、「何度もあった」は7.0%となった。後者の場合も、「全くなかった」は23.9%、「何度もあった」が6.3%となった。つまり、夫の家事育児時間を増やし、妻のそれを減らすと、妻の負担感は減ることが分かる。

なお、シミュレーションは上記以外にも末子年齢とコーホート別にも行ったが、結果は図の通りである。

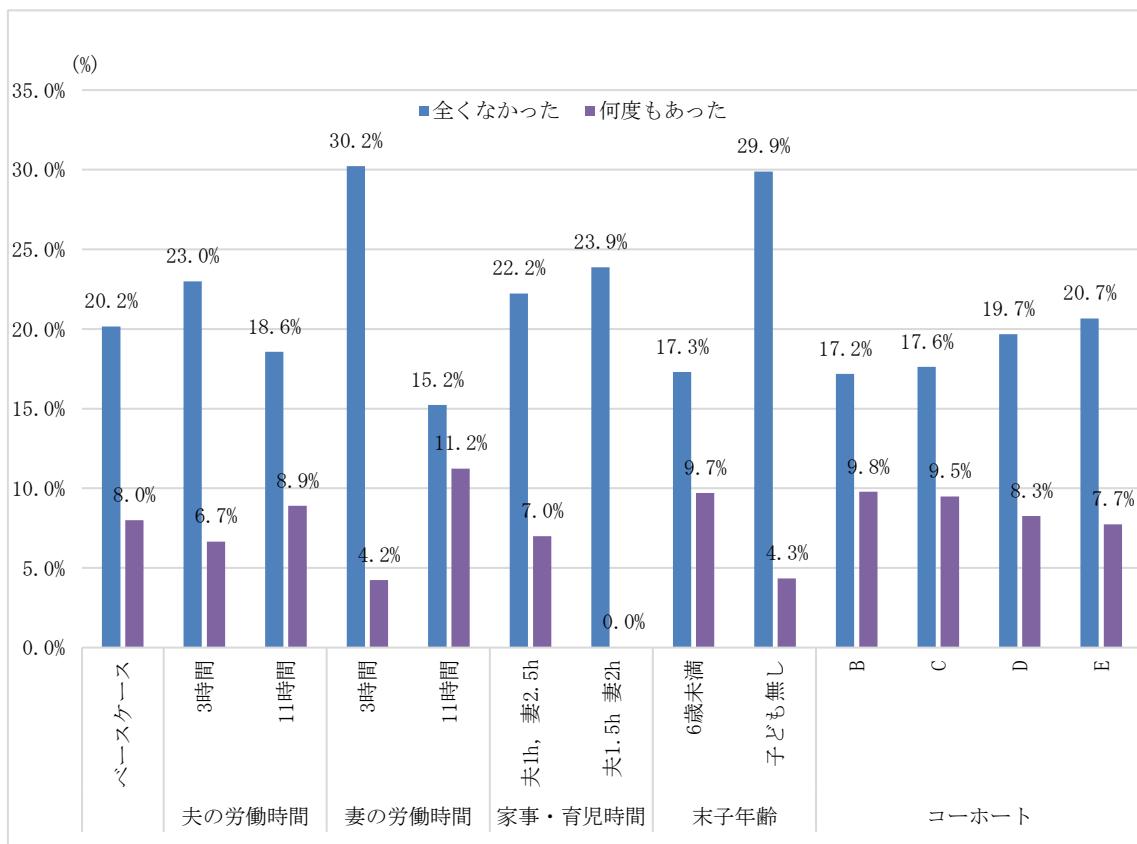


図 8 シミュレーション結果：家事・育児・介護の負担感に関する確率

#### 労働時間、家事育児時間と生活満足度

図9は、図8と同様に、生活満足度を被説明変数とする推計結果を用いたシミュレーションを示している。生活満足度は、「あなたは生活全般に満足していますか。」という質問項目を用いているが、回答者は「1満足 2どちらかといえば満足 3どちらともいえない 4どちらかといえば不満 5不満」から一つだけ選択する。分析では、選択肢の順番を入れ替えて不満を1とし、満足を5とした。推定方法は、図8の推定と同様、Multinomial Probit Modelとした。

図9のベースケースの設定条件も図8と同様で、シミュレーションも同様のケースを想定した。ベースケースの想定では、妻が生活を満足と回答する割合は12.2%で、不満と回答する割合が48.4%となる。

夫の労働時間だけを変化させて、3時間と11時間と想定すると、妻が生活を満足と回答する割合は10.9%と13.0%となり、不満と回答する割合は51.0%と46.8%となる。つまり、夫の労働時間が長いほど妻の満足度が高まるが、これは夫の労働時間と所得が相関していることが影響していると考えられる。

他方、妻の労働時間だけを変化させると、夫の労働時間とは逆に、労働時間が長くなるほど妻の満足度は低くなる。妻の労働時間が3時間の場合には満足と答える割合は17.6%で、不満と回答する割合は39.2%だが、11時間になるとそれぞれ9.6%と54.0%となる。

夫婦の家事育児時間を変化させて、夫の家事育児に費やす時間を増やすと、妻の生

生活満足度は高まる。夫1時間、妻2.5時間とした時の満足と回答する割合は13.1%、不満は46.6%となる。夫1.5時間、妻2時間とした場合も、満足と回答する割合は14.1%、不満は44.9%である。

なお、ここでは割愛するが、生活満足度の代わりに妻の幸福度を被説明変数とした推定も行った。その結果も生活満足度と同様であった。

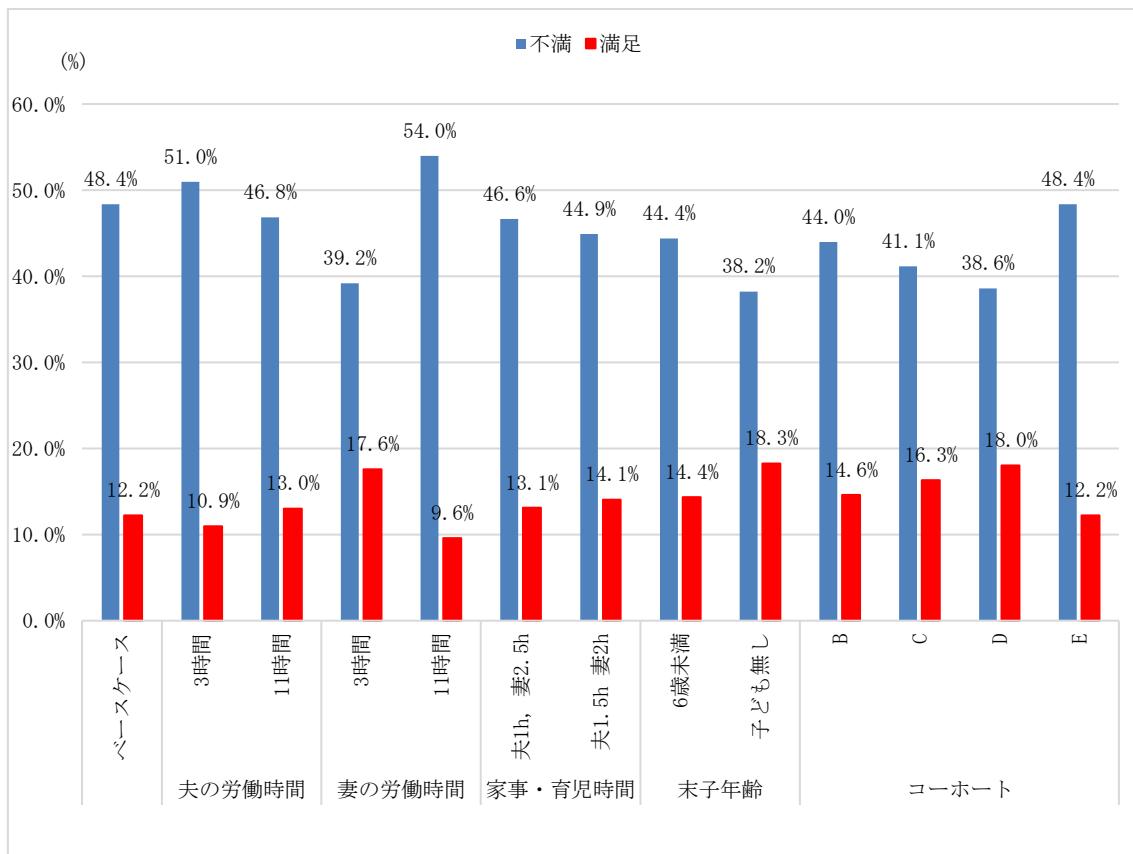


図9 シミュレーション結果：生活満足度に関する確率

## C-2 行動科学的見地からの既存の少子化対策とその他の家族関連政策コンフリクト調査

子育て協力はなぜ、幅広い生活状況の子育て世帯にとって重要なのか。本研究の途中、令和2年の男女共同参画白書(内閣府男女共同参画局, 2020)では、市場労働だけでなく、家事・育児・介護という家庭内無償労働の働き過ぎも考慮した特集を組んでいる。記述統計ではあるが、日本は諸外国と比較しても総労働時間の平均が男女とも長い(男8.2hr, 女8.3hr)。とくに夫婦が共働きで末子が6歳未満の場合、総労働時間は男10.1hr, 女10.4hrである(社会生活基本調査)。「日本家計パネル調査」でも同様の傾向がみられ、食事、入浴、睡眠などに必要な基礎時間は概ね9.5~10hrであるが、その中でも末子が6歳未満、正社員の女性の平日の基礎時間は最低の9.25hr、1日の余暇時間の平均は45分であった。これは相当にタイトな生活であるといえる。ま

た仕事のある日の育児・介護時間が長いと、生活満足度の低下や、ディストレス（抑うつ・不安）が強い傾向がみられている（内閣府男女共同参画局、2020）。

これらより、日本の子育て世帯は総労働時間で見てすでに働き過ぎの状態で余裕が少ないため、親や子の体調不良などで日常の負担が少し増加した際に子育て協力が得られないこと、とたんに負担過剰となり、生活満足の低下や極端な場合には不適切養育にも至るようなストレスになってしまふ、という機序が考えられる。

### C-3 各種ステークホルダーとの研究会、意見交換による提言案の確認・修正

2018年11月から2019年3月にかけて、子ども虐待関連事件で受刑中の養育者を対象とした調査について、共同通信社記者から継続的な取材を受けていた。3月30日、3月31日に地方紙を中心に、記事が掲載され、調査結果の概要や自由記述に書かれた支援のニーズ、行政への要望、協力者の直筆の手紙などが紹介された。厚生労働省、さいたま市の担当者から問い合わせがあり、より詳細な資料を提供した。

PJ連携として、子どもの貧困対策のための自治体調査オープンデータ化手法の研究（阿部彩代表）プロジェクトとの協働で2020年9月に公開シンポジウム（ウェビナー）を開催した。養育者や子どもの支援者が多く参加され、30件以上の質問、感想が寄せられた。後日、登壇者から回答やコメントを作成し、HPに掲載した。

<http://parent-supporters.brain.riken.jp/assets/20200903shitsumon.pdf>

厚生労働省子ども家庭局による「児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会」に関する検討会に関連して、支援プログラム別の適用基準を解説し、市区町村や児童家庭支援センター、都道県や児童相談所での活用について意見交換した。また、行政がプログラム実施団体に委託する場合には、年度単位での予算執行に柔軟性（たとえば、一部の予算の基金化など）が必要であることを伝えた。

代表黒田が、厚生労働省の委託事業「日本における保護者支援プログラムの普及・啓発に関する調査」の委員となり、本プロジェクトを通して蓄積された行政や支援者、当事者等の抱える課題について意見を述べた。

2022年2月に、養育者支援の公私連携に関するシンポジウムを開催し、最終的な政策提言を作成予定である。

- Belsky, J. (1993). Etiology of child maltreatment: a developmental-ecological analysis. *Psychological bulletin*. 114:413-434.
- Bernstein, D. P., Keulen-de Vos, M., Clercx, M., de Vogel, V., Kersten, G. C., Lancel, M., ... & Arntz, A. (2021). Schema therapy for violent PD offenders: a randomized clinical trial. *Psychological medicine*, 1-15.
- Brown, J., P. Cohen, J.G. Johnson, and S. Salzinger. (1998). A longitudinal analysis of risk factors for child maltreatment: findings of a 17-year prospective study of officially recorded and self-reported child abuse and neglect. *Child Abuse Negl.* 22:1065-1078.
- Kuroda, K.O., Y. Shiraishi, and K. Shinozuka. (2020). Evolutionary-adaptive and nonadaptive causes of infant attack/desertion in mammals: Toward a systematic classification of child maltreatment. *Psychiatry Clin Neurosci*. 74:516-526.
- Lamela, D., and B. Figueiredo. (2018). A Cumulative Risk Model of Child Physical Maltreatment Potential: Findings From a Community-Based Study. *J Interpers*

- Violence*. 33:1287-1305.
- Mackenzie, M.J., J.B. Kotch, and L.C. Lee. (2011). Toward a cumulative ecological risk model for the etiology of child maltreatment. *Child Youth Serv Rev*. 33:1638-1647.
- Margolis, A., T. Rice, M. Banikya-Leaseburg, A.E. Person, E. Clary, S. Zief, K. Adamek, and J.F. Harding. (2020). Meeting the Multifaceted Needs of Expectant and Parenting Young Families Through the Pregnancy Assistance Fund. *Matern Child Health J*. 24:76-83.
- Marmot, M.G., and R.G. Wilkinson. (1999). Social determinants of health. Oxford University Press, Oxford ; New York. xii, 291 p. pp.
- Ohashi, H., I. Wada, Y. Yamaoka, R. Nakajima-Yamaguchi, Y. Ogai, and N. Morita. (2018). Cumulative risk effect of household dysfunction for child maltreatment after intensive intervention of the child protection system in Japan: a longitudinal analysis. *Environ Health Prev Med*. 23:14.
- Patwardhan, I., K.D. Hurley, R.W. Thompson, W.A. Mason, and J.L. Ringle. (2017). Child maltreatment as a function of cumulative family risk: Findings from the intensive family preservation program. *Child Abuse Negl*. 70:92-99.
- Solomon, D., K. Asberg, S. Peer, and G. Prince. (2016). Cumulative risk hypothesis: Predicting and preventing child maltreatment recidivism. *Child Abuse Negl*. 58:80-90.
- Vial, A., C. van der Put, G. Stams, J. Kossakowski, and M. Assink. (2020). Exploring the interrelatedness of risk factors for child maltreatment: A network approach. *Child Abuse Negl*. 107:104622.
- Wada, I. & Igarashi, A. The social costs of child abuse in Japan. *Children and Youth Services Review* 46, 72-77, doi:10.1016/j.childyouth.2014.08.002 (2014).
- Widom, C.S. (1989). The cycle of violence. *Science*. 244:160-166.
- Widom, C.S., and M.G. Maxfield. (2001). An update of the "cycle of violence".
- 安梅勅江. (2009). 根拠に基づく子育ち・子育てエンパワメント. 日本小児医事出版社.
- 厚生労働省. (2020). 子ども虐待による死亡事例等の検証について.
- 黒田公美, and 白石優子. (2021). 児童虐待刑事事件の生物・心理・社会要因に関する質問紙調査：妥当性、安全性及び倫理的配慮. *精神神経学*. 123:333-341.
- 政策基礎研究所 平成 29 年子ども・子育て支援推進調査研究事業 保護者支援プログラムの充実に関する調査研究 2018  
東京都児童福祉審議会 令和 2 年新たな児童相談のあり方—「予防的支援」と「早期対応」の抜本的強化に向けて—  
[https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/12/24/documents/07\\_02.pdf](https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/12/24/documents/07_02.pdf)
- 友田明美. (2011). いやされない傷-児童虐待と傷ついていく脳. 診断と治療社. 151 pp.
- 保科保子、犬塚峰子、西牧陽子 子育て困難を抱える家族支援のために—虐待的関係にある親子のためのプログラム (AF-CBT) の紹介— 大正大学カウンセリング研究所紀要 No.37 pp.17-27 2014
- 山口慎太郎. 子育て支援の経済学. (2021).

### 3-3. 今後の成果の活用・展開に向けた状況

養育者支援プログラムに関する Web サイトでの当事者向け、支援者向けの情報提供は、今後も活用できるように、実施者または関連の研究者が管理するよう調整している。

連絡協議会は、ネットワークの構築を目的に、研究会としての位置付けに移行しながら今後も継続する予定である。

新規に採択された研究費によって、支援プログラムのうち、PCIT を対象とした認知・行動の変容や関連する神経メカニズムを探索する研究に着手し、継続する予定である。

## 4. 研究開発の実施体制

### 4-1. 研究開発実施者

#### (1) A グループ（リーダー氏名：黒田公美）

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職 (身分)
黒田公美	クロダクミ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	チームリーダー
白石優子	シライシユウコ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	研究員
宮澤絵里	ミヤザワエリ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	テクニカルスタッフ

#### (2) B グループ（リーダー氏名：白石優子）

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職 (身分)
白石優子	シライシユウコ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	研究員
黒田公美	クロダクミ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	チームリーダー
大平加奈	オオヒラカナ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	研究支援パートタイマー
宮澤絵里	ミヤザワエリ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	テクニカルスタッフ

#### (2) C グループ（リーダー氏名：黒田公美）

氏名	フリガナ	所属機関	所属部署	役職 (身分)
黒田公美	クロダクミ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	チームリーダー
白石優子	シライシユウコ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	研究員
宮澤繪里	ミヤザワエリ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	テクニカルスタッフ
大平加奈	オオヒラカナ	理化学研究所	脳神経科学研究センター	研究補助員

#### 4-2. 研究開発の協力者・関与者

氏名	フリガナ	所属	役職	協力内容	公開
阿部正浩	アベマサヒロ	中央大学	教授	実施項目 C	○
加茂登志子	カモトシコ	PCIT-Japan	理事	実施項目 B	○
森田展彰	モリタノブアキ	筑波大学	准教授	実施項目 B	○
犬塚峰子	イヌヅカミネコ	AF-CBT Japan	理事	実施項目 B	○
加藤則子	カトウノリコ	十文字女子大学	教授	実施項目 B	○
森田ゆり	モリタユリ	エンパワメントセンター	主宰	実施項目 B	○
福丸由佳	フクマルユカ	白梅学園大学	教授	実施項目 B	○
久保樹里	クボジュリ	花園大学	准教授	実施項目 B	○
松本有貴	マツモトユキ	徳島文理大学	教授	実施項目 B	○
田中裕子	タナカユウコ	理化学研究所	研究補助員	実施項目 B	○
久保野恵美子	クボノエミコ	東北大学	教授	実施項目 C	○
柑本美和	コウジモトミワ	東海大学	教授	実施項目 C	○
吉田恒雄	ヨシダツネオ	駿河台大学	名誉教授	実施項目 C	○
阿部彩	アベアヤ	首都大学東京	教授	実施項目 C	○
川口遼	カワグチリョウ	首都大学東京	研究員	実施項目 C	○

## 5. 研究開発成果の発表・発信状況、アウトリーチ活動など

### 5-1. 社会に向けた情報発信状況、アウトリーチ活動など

#### 5-1-1. 情報発信・アウトリーチを目的として主催したイベント（シンポジウムなど）

年月日	名称	場所	概要・反響など	参加人数
2020/9/3	公開シンポジウム児童虐待への文理融合アプローチ—世帯の貧困、おやこの支援に着目して—	Web	児童虐待や世帯の抱える問題に対して、対象やアプローチの異なる複数の研究結果を報告した。報告を踏まえて、医療保健、子ども家庭福祉、労働経済の専門家とともに議論した。	250
2022/2/19 (予定)	検討会	日本橋ライフサイエンスビル、ウェビナーのハイブリット開催	児童福祉行政が外部委託・委嘱などで外部人材を活用して養育者支援が実現した自治体の好事例を紹介することで、普及促進と現状の課題解決を目指すことを目的とする。行政や支援プログラム団体からの話題提供、全体ディスカッション等を予定。	予定 90人

#### 5-1-2. 研究開発の一環として実施したイベント（ワークショップなど）

年月日	名称	場所	概要・反響など	参加人数
2018/11/4	家族全体を支援するラップアラウンドの取り組み	日本橋ライフサイエンスビル	米国における家族のための福祉的サービスラップアラウンドについて、知識提供を受け、日本での実施可能性について医療、福祉分野の専門家と議論した。	15人

2018/12/4	犯罪と脳に関するワークショップ	理化学研究所脳神経科学研究センター	犯罪と神経科学の関係、処遇のあり方などについて法務総合研究所研究官等と議論した。	12人
2019/1/21	児童虐待加害者研究の背景にある科学的知見の勉強会	法務省	法務総合研究所、法務省保護局、刑事局、矯正局、最高検察庁、東京地検からの出席者に児童虐待加害者研究の背景にある科学的知見を報告した。研究の意義を説明し、協力を依頼した。	25人
2019/9/13	プロジェクト連携合同研究会	理化学研究所東京連絡事務所	阿部彩 PJ と合同で実施した。研究紹介、連携に向けたディスカッション等。	8人
2019/10/12	第1回おやこ支援プログラム連絡協議会	(台風のため、収集せず資料共有のみとした)	おやこ支援プログラムモニター事業進捗報告、各プログラムの実践状況報告、課題共有等。	15人
2019/2/15	第2回おやこ支援プログラム連絡協議会・研究会	日本橋ライフサイエンスビル	コントロールセンター構想、プログラムから研究報告等。	17人
2020/7/4	第3回おやこ支援プログラム連絡協議会	Web	コロナ禍における遠隔養育者支援の検討	17人
2020/12/12	第4回おやこ支援プログラム連絡協議会	Web	矯正施設でのプログラム提供可能性の議論	17人
2021/5/15	第5回おやこ支援プログラム連絡協議会	Web	絵本を使ったメンタルヘルスに関する支援、DV・虐待事例ガイドライン、共同養育法制審議会の動向等	17人
2021/6/5	遠隔心理療法ワークショップ	Web	遠隔心理療法に関する講演、インターネット PCIT 紹介	50人
2021/10/9	第6回おやこ支援プログラム連絡協議会	Web	法務少年支援センターの活動紹介、コントロールセンター構想、シンポジウム企画案	17人
2022/1/22 (予定)	第7回おやこ支援プログラム連絡協議会	Web	保護者支援プログラムの実装モデルケース等	17人

### 5-1-3. 書籍、DVD など論文以外に発行したもの

- (1) メンタルヘルス問題のある親の子育てと暮らしへの支援—先駆的支援活動例にみるそのまなざしと機能（子ども虐待対応のネットワークづくり 1）、松宮透高(監修・編集)、黒田公美(監修)、福村出版、2018 年 12 月
- (2) 児童書「脳のふしぎをときあかす！ ブレインワールド探検ブック」第 3 卷「養育行動」理化学研究所脳神経科学センターアウトリーチ委員会、(2022)
- (3) 子ども虐待を防ぐ養育者支援、黒田公美（編著）、岩崎学術出版、2022 年 12 月

### 5-1-4. ウェブメディア開設・運営

- ・養育者支援プロジェクトホームページ <http://parent-supporters.brain.riken.jp> 2016 年より運営、2010 年頃よりホームページ閲覧者からの支援プログラムに関する問い合わせ、応募が増加した。
- ・Twitter おやこ支援プログラムモニター事業 @oyako\_program 2020 年 7 月から運営、少數ではあるが Twitter 閲覧をきっかけに、支援プログラム参加の応募があった。

### 5-1-5. 学会以外（5-3. 参照）のシンポジウムなどの招へい講演 など

- (1) 黒田公美、神奈川県立茅ヶ崎高等学校高校生のこころサポート事業に係る講演「子育てと脳科学（愛着形成について）」2018 年 10 月 12 日、神奈川
- (2) 黒田公美、裁判官研修講義、2018 年 11 月 5 日、理化学研究所（埼玉）
- (3) 黒田公美、平成 30 年度 保護児童対策地域協議会緑区実務者研修「脳科学に学ぶ、子どもの虐待予防」2018 年 12 月 5 日、神奈川
- (4) 黒田公美、法務総合研究所研究会「暴力犯罪者に関する研究会講義」2019 年 1 月 21 日、東京
- (5) 黒田公美、一般社団法人埼玉県助産師会平成 30 年母子訪問指導者講習会「子育てと子どもの発達：行動神経科学の視点より」2019 年 2 月 9 日、埼玉
- (6) 黒田公美、平成 30 年度脳とこころの研究第四回公開シンポジウムポスター発表「霊長類の子育ての神経科学」2019 年 3 月 2 日、東京
- (7) 黒田公美、平成 30 年度脳とこころの研究第四回公開シンポジウム講演「哺乳類の子育てと愛着をつくる脳のメカニズム」2019 年 3 月 2 日、東京
- (8) Kuroda, K.O., Japan SCICOM forum "Science Media links brain science and future society". May 16, 2019, Tokyo
- (9) 黒田公美、川村中学校・高等学校基調講演会「親子関係の脳科学」2019 年 9 月 27 日、東京
- (10) 黒田公美、石川県立七尾高校理化学研究所見学講演「親子関係の脳科学」2019 年 10 月 9 日、埼玉
- (11) 黒田公美、東京医科歯科大学難治疾患研究所 第 1 回若手研究者企画難研セミナー講師「哺乳類の子育て行動の神経生物学的基盤」2019 年 10 月 23 日、東京
- (12) 黒田公美（仮称）港区子ども家庭総合支援センター開設に向けた講演会「脳科学から見る親子関係～養育者の関わりが子どもの脳の発達と成長に与える影響～」2019 年 11 月 15 日、東京
- (13) 黒田公美、法務局矯正研修所任用研修課程高等科第 51 回研修講師「虐待と脳科学」2019 年 12 月 6 日、東京

- (14) 黒田公美、企業不正研究会「企業活動と社会行動の脳科学の接点①」2019年12月17日、東京
- (15) 黒田公美、企業不正研究会「企業活動と社会行動の脳科学の接点②」2020年1月7日東京
- (16) Kuroda, K.O., Remote programme of Colloquia Series at the Champalimaud Centre for the Unknown (CCU), "Neural circuit for fatherhood and motherhood in the medical preoptic area", Jul.16, 2020, WEB 開催 (Lisbon, Portugal)
- (17) 黒田公美、第32回日本行動神経内分泌研究会発表「哺乳類の親子関係の脳内基盤」2020年9月1日、WEB開催(国内)
- (18) 黒田公美、日本精神神経学会 倫理委員会発表「虐待を対象とした研究に携わる立場から」2020年10月18日、WEB開催(国内)
- (19) 黒田公美、第12回理化学研究所定例記者懇談会発表「児童虐待対策に文理融合研究が果たす役割」2020年11月27日、埼玉
- (20) 黒田公美、令和2年度任用研修課程高等科第52回研修(通信研修)講師「児童虐待」2020年12月14日、WEB開催(東京)
- (21) 黒田公美、令和2年度任用研修課程高等科第52回研修(通信研修)講師「児童虐待と脳科学:加害者の理解と支援」2020年12月28日、WEB開催(東京)
- (22) 黒田公美、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室会議参加「保護者支援プログラムに関する意見交換」2021年1月27日、WEB開催(東京)
- (23) 黒田公美、さいたま少年鑑別所職員研修講師「脳科学から見た児童虐待の発生と子育て支援」2021年2月18日、埼玉
- (24) 黒田公美、令和2年度 江東区要保護児童対策地域協議会児童虐待対応研修会講師、「不適切養育が子どもの脳の発達と成長に与える影響～親子関係や養育環境との関連～」2021年2月25日、WEB開催(国内)

## 5-2. 論文発表

### 5-2-1. 査読付き（2件）

- (1) Kuroda, K. O., Shiraishi, Y., & Shinozuka, K. Evolutionary - adaptive and nonadaptive causes of infant attack/desertion in mammals: Toward a systematic classification of child maltreatment. *Psychiatry and Clinical Neurosciences*, 74(10), 516-526. (2020)  
<https://onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1111/pcn.13096>
- (2) 宮澤絵里, 白石優子, 黒田公美、攻撃性の神経科学と攻撃性・加害性の高い子ども虐待事例、子どもの虐待とネグレクト 23(3), 251-262 (2021)
- (3) 黒田公美、白石優子、児童虐待刑事事件の生物・心理・社会要因に関する質問紙調査一妥当性、安全性および倫理的配慮一、精神神経学雑誌 123(6), 333-341 (2021).

### 5-2-2. 査読なし（6件）

- (1) 白石優子, 黒田公美、親和性社会行動と親子支援 3 哺乳類の親子と社会、子育て支

援と心理臨床 16, 82-87 (2018)

[http://parent-](http://parent-supporters.brain.riken.jp/assets/2018kosodateshintoshiririnsyou3.pdf)

[supporters.brain.riken.jp/assets/2018kosodateshintoshiririnsyou3.pdf](http://parent-supporters.brain.riken.jp/assets/2018kosodateshintoshiririnsyou3.pdf)

- (2) 黒田公美, 白石優子、I虐待をめぐって 行動の脳科学からみる子育てとその問題、発達 157, 16-22 (2019)  
<http://parent-supporters.brain.riken.jp/assets/2019hattatsu.pdf>
- (3) 矢野沙織, 篠塚一貴, 吉田さちね, 黒田公美、Column 動物の世界の愛着、チャイルドヘルス 22(2), 31-33 (2019)
- (4) 村山綾子, 黒田公美、動物行動の脳科学から見る子の愛着と、養育環境の発達への影響、そだちの科学 33, 14-26 (2019)  
<http://parent-supporters.brain.riken.jp/assets/2019sodachinokagaku.pdf>
- (5) 吉原千尋, 黒田公美、哺乳類の子育て（養育）行動とオキシトシンの役割、分子精神医学 19(3), 8-16 (108-16) (2019)  
<http://asb.brain.riken.jp/files/2019bunshiseishinigakuOT.pdf>

### 5-3. 口頭発表（国際学会発表及び主要な国内学会発表）

#### 5-3-1. 招待講演 （国内会議 6 件、国際会議 6 件）

- (1) Kuroda, K.O.(RIKEN), "Neuroanatomy of parental care and infant attachment in mammals". The 19th International Society for Research in Human Milk and Lactation (ISRHML) Preconference, Oct 6, 2018, Tokyo, Japan
- (2) Kuroda, K.O.(RIKEN), "Circuit mechanisms of fatherhood and motherhood in the medial preoptic area". Symposium on Systems Neuroscience (NTHU), Hsinchu, Taiwan, Nov 21, 2018
- (3) 黒田公美（理化学研究所）、「哺乳類の子育てと愛着の神経生物学的基盤」第 28 回日本新生児看護学会学術集会、東京、2018 年 11 月 24 日
- (4) 黒田公美（理化学研究所）、「セッション 脳科学」第 8 回日本マーモセット研究会大会、東京、2019 年 2 月 7 日
- (5) Kuroda, K.O. (RIKEN), "Neural mechanism of parental care and infanticide in mammals". New Directions in Systems Neuroscience, Tübingen, Germany, Mar 21, 2019
- (6) Kuroda, K.O. (RIKEN), and Yoshida, S. (Toho University), "Neural basis of infant attachment and separation anxiety". The 9th Federation of the Asian and Oceanian Physiological Societies Congress, Kobe, Japan, Mar 29, 2019
- (7) Kuroda, K.O. (RIKEN), "Parental behavior and infanticide mammals; anatomical, endocrinological and clinical considerations". 13th World Congress on Neurohypophysial Hormones (WCNH2019), Ein Gedi, Israel, Apr 10, 2019
- (8) 黒田公美（理化学研究所）、「ほ乳類に共通する、子の親への愛着の行動神経メカニズム」第 115 回日本精神神経学会学術総会、新潟、2019 年 6 月 21 日
- (9) Kuroda, K.O. (RIKEN), "Behavioral examination framework for parental behavior components in rodents, non-human primates and humans". The 42nd Annual Meeting of the Japan Neuroscience Society/ The 62nd Annual Meeting of

the Japanese Society for Neurochemistry (NEURO2019), Niigata, Japan, Jul 27, 2019

- (10) 黒田公美（理化学研究所）、「研究ニッヂ+生活の両立=「親子関係の脳科学」：過去・現在・未来」第43回日本神経科学大会、WEB開催（日本）、2020年8月1日
- (11) 黒田公美（理化学研究所）、「哺乳類の親子関係の脳内基盤」、第32回日本行動神経内分泌研究会、WEB開催（日本）、2020年9月1日
- (12) 黒田公美（理化学研究所）、「児童虐待事件に關係し受刑中の養育者への質問紙調査：同意取得について留意した点」第116回日本精神神経学会学術総会、WEB開催（日本）、2020年9月28日

5-3-2. 口頭発表 (国内会議 0 件、国際会議 0 件)  
該当なし

5-3-3. ポスター発表 (国内会議 2 件、国際会議 0 件)

- (1) 白石優子, 粟原実沙, 宮澤絵里, 黒田公美（理化学研究所脳神経科学研究センター）、子育てを学ぶ機会としての養育者プログラム、教育とセラピーのための最先端技術に関するシンポジウム、東京大学、2019年5月23日-24日
- (2) 白石優子, 宮澤絵里, 黒田公美（理化学研究所脳神経科学研究センター）、重度の子ども虐待事例におけるバイオサイコソーシャルな背景要因分析と支援方策、第2回政策のための科学オープンフォーラム、政策研究大学院大学、2020年1月15日

#### 5-4. 新聞報道・投稿、受賞など

##### 5-4-1. 新聞報道・投稿

- (1) 日本経済新聞、2019年3月30日朝刊、「加害の親7割、虐待された経験 子ども時代に被害、理研調査」共同通信配信記事として日本経済新聞他40社に掲載
- (2) 毎日新聞、2019年5月8日朝刊、「加害者7割に被害経験 理研・「児童虐待」受刑者に郵送調査 本人に精神問題／子どもに発達の問題
- (3) 每日新聞、2019年5月30日東京朝刊、「ひと 黒田公美さん=脳科学で児童虐待に迫る」
- (4) 北海道新聞、2020年8月26日朝刊、「児童虐待 届かぬSOS⑤」
- (5) 読売新聞、2020年10月25日朝刊、「知りたい 赤ちゃん学」上『泣く』
- (6) 読売新聞、2020年11月15日朝刊、「知りたい 赤ちゃん学」下『かわいさ』
- (7) 東京新聞、2020年12月17日、「児童虐待要因を探る」、共同通信配信記事として地方紙（沖縄タイムス、長崎新聞）等に掲載
- (8) 東京新聞、2021年1月10日、「悩む在宅親子リモート助言」、共同通信配信記事として東京新聞他地方紙等数紙に掲載
- (9) 産経新聞、2021年6月3日朝刊、「産経抄」

##### 5-4-2. 受賞

- (1) 黒田公美、第15回ヘルシーソサエティ賞バイオニア部門. 公益社団法人日本看護協会／ジョンソン・エンド・ジョンソン日本法人グループ共催、2019年3月13日

#### 5-4-3. その他

- (1) 黒田公美、NHKテレビ「すぐすぐ子育て」出演、「赤ちゃんの夜泣きとねんね」2018年10月6日
- (2) 黒田公美、NHKテレビ「ニュース シブ5時」取材協力「子ども虐待関連事件での受刑者調査、養育者支援プログラムの紹介」、2019年2月6日
- (3) 黒田公美、NHKテレビ「ウワサの保護者会」出演、「シリーズ虐待を防ぐには①～親も助けてほしい～」2019年5月25日
- (4) 黒田公美、NHKテレビ「ニュースウォッチ9」取材協力、「『しつけ』称する児童虐待相次ぐ中で」2019年6月20日
- (5) 黒田公美、NHKテレビ「おはよう日本」取材協力、「『懲戒権』見直し議論へ」2019年6月21日
- (6) 黒田公美、ABCラジオ「おはようパーソナリティ 道上洋三です」出演(電話出演)、「親子虐待について」2019年6月26日
- (7) 黒田公美、クレヨンハウス 月刊クーヨン掲載、「子どもの虐待と脳科学いま、わかっていること」2020年2月号
- (8) 黒田公美、NHKテレビ「ハートネットTV」取材協力、「特集 子どもの虐待 なぜエスカレートしたのか～親を追いつめるもの～」、2020年2月11日
- (9) NHK NEWS WEB掲載、「WEB特集 脳科学者が迫る“虐待の要因”～虐待に科学で挑む1」2020年3月23日
- (10) NHK NEWS WEB掲載、「WEB特集 “愛しているのに…”受刑者の告白～虐待に科学で挑む2」2020年3月24日
- (11) NHK NEWS WEB掲載、「WEB特集 親だって支援が必要～虐待に科学で挑む3」2020年3月25日
- (12) 理化学研究所 クローズアップ科学道 2021 WEB掲載、「虐待はなぜ起こる？親子関係を科学する」2021年7月5日

#### 5-5. 特許出願

##### 5-5-1. 国内出願（0件）

該当なし

##### 5-5-2. 海外出願（0件）

該当なし

#### 6. その他（任意）

なし